

令和 8 年 第 1 回 長 南 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 8 年 3 月 2 日 (月曜日) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 7 年度長南町一般会計補正予算 (第 5 号))
- 日程第 3 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 7 年度長南町一般会計補正予算 (第 6 号))
- 日程第 4 議案第 1 号 長南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2 号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3 号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 号 長南町地方創生総合戦略推進委員会設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5 号 長南町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 9 議案第 6 号 財産の無償貸付につき議決を求めることについて
- 日程第 10 議案第 7 号 令和 7 年度長南町一般会計補正予算 (第 7 号) について
- 日程第 11 議案第 8 号 令和 7 年度長南町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 12 議案第 9 号 令和 7 年度長南町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 13 議案第 10 号 令和 7 年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 14 議案第 11 号 令和 7 年度長南町農業集落排水事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 15 議案第 12 号 令和 7 年度長南町ガス事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 16 議案第 13 号 令和 8 年度長南町一般会計予算について
- 日程第 17 議案第 14 号 令和 8 年度長南町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 18 議案第 15 号 令和 8 年度長南町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 19 議案第 16 号 令和 8 年度長南町介護保険特別会計予算について
- 日程第 20 議案第 17 号 令和 8 年度長南町笠森霊園事業特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 18 号 令和 8 年度長南町農業集落排水事業会計予算について
- 日程第 22 議案第 19 号 令和 8 年度長南町ガス事業会計予算について
- 日程第 23 議案第 20 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程第1 発議第1号 直売所交流施設調査研究特別委員会の設置について

出席議員（10名）

1番	安	部	潤	一	2番	太	田	久	之		
3番	鈴	木	ゆ	き	こ	4番	河	野	康	二	郎
5番	岩	瀬	康	陽	6番	御	園	生	明		
7番	松	野	唱	平	8番	大	倉	正	幸		
9番	森	川	剛	典	10番	加	藤	喜	男		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	平	野	貞	夫	副	町	長	佐久間	静	夫									
教	育	長	糸	井	仁	志	総	務	課	長	河	野	勉							
企	画	財	政	課	長	江	澤	卓	哉	企	画	財	政	課	主	幹	小	澤	元	晴
税	務	住	民	課	長	松	崎	文	昭	福	祉	課	長	山	本	和	人			
健	康	保	険	課	長	長	谷	英	樹	生	活	環	境	課	長	三	上	達	也	
産	業	振	興	課	長	得	荒	井	和	紀	建	設	課	長	高	徳	一	博		
ガ	ス	課	長	金	坂	美	智	子	教	育	課	長	三	ツ	本	勝				
教	育	課	主	幹	山	口	重	之												

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	今	井	隆	幸	書	記	山	本	裕	喜
書	記	荒	井	廉									

◎開議の宣告

○議長（松野唱平） 皆さん、こんにちは。

本日は公私ご多忙の中、ご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまから令和8年第1回長南町議会定例会第4日目を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（松野唱平） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。

また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

本日は、質問順位6番を行います。

念のため、内容についてここで確認をします。

質問者については質問席へ移動し、要旨ごとに質問をします。答弁者については自席で答弁をします。

質問者及び答弁者は起立して発言をお願いします。

質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は、再度質問できません。

制限時間は原則1人1時間以内とします。

以上です。

◇ 森 川 剛 典 議員

○議長（松野唱平） 通告順に発言を許します。

9番、森川議員。

〔9番 森川剛典質問席〕

○9番（森川剛典） 9番の森川です。

議長の許可を得たので、町長の政治姿勢について要旨で4点ほど伺ってまいります。

まず最初に、その質問の小生に関わる身近な報告をさせていただきます。

今日は、土曜日にイノシシが箱わなにかかりまして、その処理を朝9時頃やってまいりました。地元の皆さんの協力を得て、ALSOに引き渡してまいりました。そして、先週の26日木曜日ですけれども、箱わなの講習がありまして、最近では県内、長南町でも事故があったということで慎重に扱ってくださいと。何とかくりわなの講習ではくりわなを作ったのですが、そのわなを使って捕れたと言いたいところですが、まだ捕まっておりません。そのとき報告があったのは、今年、イノシシは874頭捕まったそうで、私のイノシシはALSO

OK分を含めると900頭近い頭数になっていると。非常に休耕地や荒地の多い長南町はイノシシにとって住みよい町だなと。こんな町であります。

また、ほかの観点では、土曜日には千田のご婦人の呼びかけで長南城太鼓森、これを学芸員の風間さんの解説で探索してまいりました。非常によい場所です。思った以上に長南城の城郭というか、いろんな城跡は相当大きな城であったと。古きよき歴史に触れてきたなど。そういう感動をいたしました。そんな歴史がある長南町はよい町だと思います。

その長南町に平野町長が4期目を無投票当選いたしました。改めておめでとうございます。培ってきた政治力をさらにフルパワーで発揮していただきたいと考えます。ただ残念なのは、選挙戦ではなく無投票当選だったので、選挙戦があることを知らなかった人も多くいると聞いたのも事実です。政策チラシやリーフレットも配られましたが、どれほどの方が目にされて読まれたのでしょうか。

必ず選挙をやればよいということではありませんが、長南町の将来を考えたときに、課題や問題点、争点はなかったのでしょうか。有権者の半分近くが署名した公民館問題は怎么样了のでしょうか。今後は計画が進む直売所、交流施設、開発が進むかもしれない町有地の太陽光発電、直近では山内ダム近辺の開発も含まれた第5次5か年計画も始まります。

しかし、民意はどこにあるのか。選挙戦がないと見えにくい部分があります。この見えない部分を十分に把握して、理解して、問題や課題を解決する施策として実行して、長南町を活性していくことは容易なことではないと考えております。

さて、長南町の活性化ですが、町長は定例議会の冒頭、施政方針演説で、ばら色に輝く長南町の未来を示してくれました。絵空事とは申しませんが、簡単にはいかないと思っております。それをなし得るには、その成果を引き出すには、平野町長の政治姿勢にかかっていると申し上げておきます。

そこで、今日は与えられた時間の中で、重点政策のほか、町長の政治姿勢や考えについていろいろ伺ってまいります。

それでは、まず最初に4期目に掲げた政策発信についてです。

政策チラシやリーフレットに書かれた政策が無投票当選であっても浸透しているとはなかなか思えません。町民、住民の民意がどれくらい得られているかも分かりません。町民には今後どのような形でアピールしていくのか。また、その反応である町民の意向を今後どのように反映していくか、それについて伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

平野町長。

○町長（平野貞夫） まず森川議員さんには、イノシシの捕獲に大変ご尽力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

それでは質問の答弁をさせていただきますけれども、このたびの町長選挙は無投票になりましたことにつきましては、これまでの町政運営に対して一定のご理解をいただいたものと受け止めております。

一方で、選挙戦を通じた政策論議の機会が持てなかったことについては非常に残念に思っています。いですが、町政の考え方や施策の内容については、今後とも丁寧にかつ分かりやすく情報発信を行っていきたいと考えています。町民の皆さんとふだんから直接対話の機会を積極的に設けることにしておりますので、そういう

ときに政策の趣旨や取組内容をしっかりとお伝えするとともに、幅広くご意見を伺っていききたいと、そのように思っています。

また、いただいたご意見につきましては、総合計画や各種個別計画の推進、さらには事業の見直しや改善に反映させてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） 無投票で当選されたということは、今までの実績が信任されたことだと思っております。最近では、町長室の開放やイベントで住民の意見を聞いて対話もなされているようです。これはすばらしいことだと思いますが、応対し切れないほど町長室に押しかけてきているわけではないと思っております。逆にそういう場所に来られない高齢者の方、また、それ以外の方、地域住民の声といいますか、市井の声はどうやって聞いているのか。例えば町の中をいろいろ見て回るとか、そういうことをしているか、それについてお答えください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

平野町長。

○町長（平野貞夫） 町民の皆さんと、あとは、町長室開放や各種イベントでの対話の機会を設けておりますけれども、それだけでは十分であるというふうには考えていません。ですので、地域の行事や集会、現場の確認などを通じて直接お話を伺う機会を大切にしております。

また、各地区の区長や各種団体の皆様との意見交換を通じ、日常生活の中での課題やご意見を把握するように努めているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） そうですか、いろいろな場面で町民と直接お話を聞いている、努めているということは、政治姿勢として大事なことだと思います。

さて、私は長南町の議会会派創進会、7名のグループに属していますが、私たちも若者との意見交換会を、未来に向けた町づくりという議題で1月31日、2月1日の土日に行いました。参加人数はやっと2桁というところでしたが、非常に有意義で参考になりました。

ということで、長南町の未来を担う若者の意見はどのように把握しますか。また、その中で非有権者である高校生、中学生、小学生の意見も今後は生かすべきだというふうに、その中で貴重な声も上がりましたので、併せてお答えください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

平野町長。

○町長（平野貞夫） 若者の意見につきましては、長南町の将来を担う世代の視点であり、人口減少や地域の持続性といった課題に対応していく上で非常に重要であると認識しています。

そこで、若者世代が積極的に意見が出せるような環境づくりに努めているところであります。町長との座談会の子育て交流館での開催、町長室開放の親子参加での対応などを行っていますが、若者向けの意見交換会や

ワークショップの開催のほか、SNS等のデジタルツールを活用した意見収集など、多様な手法を検討しているところでもあります。

また、高校生、中学生、小学生につきましても、将来の長南町を担う大切な人材でありますので、その意見や発想は町づくりにとって貴重なものと思っています。これまでも児童・生徒の意見については反映すべきものは施策に取り入れたところでもありますので、今後もそういったようなスタンスでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） ここでは小学生以下について触れませんでした、有権者ばかりが町民ではなくて、未来を託す若者たち、子供たちも含めて全ての町民の声を酌み上げる姿勢をお願いします。

さて、無投票当選に関連するのでお聞きますが、投票用紙の未配付についてお聞きます。

今回の町長選では投票用紙が配られませんでした、こういうことは今までになかったような気がしているんですが、何か理由があればお答えください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野選挙管理委員会書記長。

○総務課長（河野 勉） ご質問の内容が選挙の関係となっておりますので、こちらの質問については私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、この数年で入場整理券を郵送しなかった事例としまして、令和5年と平成31年4月の千葉県県議会議員選挙、また、平成30年1月の町長選挙がございます。

今回の町長選挙では、まず12月10日に開催をしました立候補予定者説明会に2陣営から出席がございました。その際、立候補する場合は必ず1月7日の立候補届出書類事前審査に出席していただきたい旨を伝えてございましたが、事前審査の出席は1陣営のみとなっております。この時点で町選挙管理委員会としては無投票の公算が高いという認識を持ち、入場整理券の発送について検討をしたところでございます。

公職選挙法施行令第31条におきまして、選挙の期日の告示の日以後できるだけ速やかに選挙人に投票所入場券を交付するよう努めなければならないと規定をされておりますことから、通常であれば期日前投票を開始する前に有権者へお届けをするところでございますが、この規定は法的には努力義務であることをまず念頭に置いた上で、入場整理券を郵送した後に無投票が決定した場合、有権者に対してそれでも投票ができるという誤解を生じさせる懸念があったということも否めませんでしたので、1月13日の告示日に2人以上から立候補届出があった場合のみ速やかに郵送ができるような体制を郵便局のほうとも打合せをさせていただいた中で、このような取扱いを行ったということでご了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） そうですか、詳しい解説をありがとうございます。

確かに入場整理券を配付すると、信任投票で投票できるとか勘違いされる方はおられるかと思います。私は郵便局との打合せで準備万端としておけば、入場整理券を配布しないで済む場合、配達経費の節減ができるか

らという上の指示があったからではないかと人から聞きました。もしもそうであれば、経費節減意識は、少額でも無駄遣いをしない行政につながるので大事な政治姿勢だと思います。今後もそれで行ってほしいと思います。

最後に、私見を少しお伝えします。町長の政治姿勢は粛々と物事を進めていくスタイルで、かなりの施策は着実に進められてきたと評価しています。

ただ、欲を言えば、もう少し全体的な部分への発信力が弱いのかなと私は感じております。簡単に言うと、もう少し大きな花火を上げてほしいかなと思っています。トランプ大統領のようにツイッターで発信したらどうですかとは言いませんが、発信力の強化ということで、町のLINE発信、長南町役場のちょな丸LINEですか、ああいうものを見る方も非常に多いので、そういうところに投稿するのもありではないかと考えています。

SNSやネット配信、そういう時代になってきました。おかげさまで前回から始めた議会中継は、視聴回数が2か月、リセットした425回分を含めるともう既に1,000回を超えております。今日はライブ配信も行われているようですから、町政や議会に関心のある方が多いと思いますので、この町長の政治姿勢の答弁でも強いアピールをお願いしておきます。

それでは、要旨の2に入ります。

政策の進め方、実現については、政策を個別に聞く前に基礎となる部分の財政状況、職員の適正配置あるいは育成、縦割り行政の是正などについて伺います。

まず、財政状況ですが、町長が就任してからは県や国の補助金などを見つけて活用したり、災害復旧やコロナ補助金があったので、財政規模としては逆に見かけとしては大きくなったときもあります。しかし、人口減少の長南町の状態ではいつまでもそれが続くとは思えません。財政の健全化状態についてはどうなのか、どのように考えているのか、お答えください。

○議長（松野唱平） 　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

平野町長。

○町長（平野貞夫） 　本町の財政につきましては、地方交付税や自主財源の動向を踏まえつつ、過疎対策事業債を活用するなど、将来の財政負担にも配慮しながら財政の健全性の確保に努めているところであります。

また、基金の適切な活用と積立てのバランスを図るとともに、公債費の動向にも十分留意し、中長期的な視点に立った財政運営を行っております。

今後につきましても、引き続き歳入の確保と歳出の適正化に努め、将来世代に過度な負担を残すことのないよう、健全で持続可能な財政運営に努めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 　9番、森川議員。

○9番（森川剛典） 　今年度の予算も若干増えているようです。まだ施策を展開していく余力が十分あるということに理解をいたしました。

それでは、職員の適正配置や育成についてお聞きします。

様々な施策を遂行していく上で、人材が最も重要ですから、職員数は定数より下回っていますが、人は足りているのでしょうか。また、職員のモチベーションやテンション、そういうものは維持向上できているでしょう

か。そこについて回答をお願いいたします。

○議長（松野唱平） たいまの質問に対し答弁を求めます。

平野町長。

○町長（平野貞夫） 職員数につきましては、行政を安定的に継続し、施策を推進していくために必要な人材を確保していく必要があることから、事務事業の執行に支障が生じないように人事配置をしているところであります。

ですが、近年、想定外の中途退職者が増加傾向にあること等に加えて、社会的にあらゆる業種で人材不足に悩まされている状況ですので、結果的には限られた職員数で対応せざるを得ない状況になっています。

職員には少数精鋭主義の中で職務を遂行してもらわなければなりませんけれども、今後とも必要な職員数の確保と働きやすい良好な職場環境の整備に努めてまいりたいと、そのように考えています。

以上です。

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） 施策や行政サービスを行うのは職員です。少数精鋭ということですが、町長のようにやる気がみなぎるように指導と育成をお願いしておきます。

それでは、初日に安部議員からも同様の質問がありましたが、3点目として行政や施策で共通する課題についての対処についてお聞きします。

町長が就任してからは、課をまとめた大課制度でやっていましたが、しばらくして細分化して今の課制度になりました。それぞれメリットもデメリットもあるでしょうが、一般質問でもヒアリング等でも言うのですが、やはり予算など課ごとのこともあり、どうしても課単位の行政になっていると思われるところがあります。町全体で取り組む総合的な課題から始まり、課にまたがる共通問題の改善には、そのトップである町長や副町長の指導あるいは調整が必要だと思いますが、課間にまたがる行政等についてはどのように処理をしていますか。

これは質問が分かりづらいと思うので、少し具体例を挙げさせていただきます。例えば、最たるものが空き家対策です。空き家の把握や改修の補助金交付を受け付けるのは企画財政課、固定資産税を徴収する税務住民課、電気・ガス・水道のうちのガス課、空き家に通じる道路は建設課、空き家になる前に情報提供を持ち得る福祉課、税務住民課と、非常に多くの課が関わっています。

前回の空き家になる事前対策の一般質問でも、福祉課と税務住民課の双方に関わりましたが、それぞれの課の回答の域を出ません。また、長南フェスティバルもにぎわいがあり非常に成功していますが、計画や反省会では企画財政で受け持つ長南フェスティバルの部分と、その中のお祭りである農林業祭を受け持つ産業振興課の部分が分けられております。お祭りをを行うこと自体は共通の部分の連携がいまいち足りていないと感じております。会議の中でも度々指摘されています。

町民は、企画財政課の長南フェスティバルと産業振興課の農林業祭に別々に行っているわけではないんですね。文化祭、こういう長南フェスティバル、そういうものに行っているわけですから、ぜひ連携をしっかりと取っていただきたいと思います。

予算や職務が別の課の単位では縦割り行政を感じる部分がありますので、町という単位で行う場合についてはトップの指導や調整が必要だと考えます。これについての考えを伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

平野町長。

○町長（平野貞夫） 今、森川議員から具体的な例を出しながらのご質問ですけれども、基本的には行政組織というものは各種施策を円滑に執行するための体制であります。組織の職員は、町の補助職員として職務を遂行することになります。それぞれの立場で業務を行ってもらうことになるわけでありまして、その中でトップとしての指導や調整が必要な場合には適宜行っているところであります。

以上です。

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） 適宜行っているということで、今の課制度もそんな悪いと思いません。ただ、連携が必要な部分、ぜひこの辺は指導していただければもっともっとよくなると思いますので、よろしくお願いします。

それから、空き家対策については、これから発生数も非常に多く見込まれ、移住対策にも大きく影響してまいります。そして、最近では空き家で火事の発生、こういうものも多くなっていますので、ぜひその対策を含めてお願いしたいと思います。

それで一つ情報の共有としては、2月4日、福島県鏡石町議会が行政視察に参りまして、その中で特定空家の行政代執行を苦難の末に実施されたと報告がありました。先ほどの火災も特定空家のようなものですから、これらを踏まえて、また、空き家対策強化をお願いして次の要旨に入ります。

ここでは重要施策の公民館建設、直売所の進め方、町有地の開発、山内ダムの開発、これについて町長としての思いを個別に伺ってまいります。

最初に公民館建設についてです。私は公民館建設は全く動きが止まっているように感じますが、この後、どうやって民意を酌んで進めていくのか。町長の考えを伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

平野町長。

○町長（平野貞夫） 複合施設の建設につきましては、これまでの検討内容を白紙に戻したことからゼロからのスタートとなっています。前回、結果的には可決された予算の執行ができない状況に追い込まれたわけでありまして、執行部としては今後の進め方に苦慮しているところであります。

今後は、これまでの経緯を踏まえた中で、より慎重に取り組んでいきたいというふうに考えています。そういった中で、現在公民館の所管である教育委員会のほうで公民館の在り方、そして必要な部屋、そういったものについては検討しているところであります。

以上です。

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） そういう今のお答えですと、場所についてはまだはっきりと決まっていないうにも聞こえます。ただ、遅れている公民館建設、あえて公民館建設と言いましたが、複合施設で建設を考えていた、町の活性化を考えていた、こういうものが十分議論にならないで延期となって止まっているわけですね。今、町民は耐震不足の公民館、これを使用しております。反対署名の方も多数おりましたが、その後に建設的な意見

や話し合い、議論もなく、発展も進展もしないようでは合意形成もできないのが現状だと思っております。ただ、このままですと町民に不利益な状態が続いています。

そこで、改めて愚問ですが町長にお聞きをいたします。公民館を含めたこの施設は誰のために建てるのか。町長、端的にお答えをいただきたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

平野町長。

○町長（平野貞夫） 公の施設でありますので、当然、町民の皆さんのための施設というふうな捉え方をしています。

先ほど苦慮しているという話をいたしましたけれども、実際、今回、前回の提案に対しまして、十分反対、賛成はあってもいいんです。賛成や反対はあってもいいんですけれども、ある程度両方で議論をして、メリット、デメリットを使いながら議論することによって次につながっていくものというふうに思っておりましたけれども、その議論がなかったことで、結果的には町民の皆さんの意見が十分私どもに伝わっていないし、私どもの考えが十分町民の皆さんに伝わせられなかったという、これは非常に残念に思っています。

少なくとも議論があつての白紙に戻してあるのであれば十分な意見を次に反映できたはずなんですけれども、ちょっとそれは非常に残念ですので、より慎重にならざるを得ないと先ほど申し上げました。いずれにしても公民館の建て替え、老朽化に伴う建て替えについては町の重要課題の一つでもあるわけでありまして、これについては町民の皆さんにご迷惑のかからないようしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） 冒頭のほうにもおっしゃっていただきましたけれども、要は町長はいろんな議論の末もあり、今後町民のためにこの公民館建設をしていただけるということでよろしいですね。当初言われた、仕事欲しい業者のためや地権者のため、そういうことではないということが分かりました。その政治姿勢が早く聞きたかった、また、町民の皆様に伝えてほしかった。ぜひ町民のために、ここは一つ大きな花火を打ち上げて、若いも若きも、町の未来を担う子供たちも集うコミュニティー施設として早期建設をお願いをいたします。

それでは続いて直売所についてお聞きします。

直売所というよりは、ほぼ道の駅と言ってもよい内容の計画ですが、いよいよ本格的な着工に向けて予算確保も動き出すようです。造ることは何とかなると思うんですが、町にとって一番大事なものは中身あるいは運営だと思いますが、この辺について町長としてのアピールはありますか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

平野町長。

○町長（平野貞夫） 直売所につきましては、日頃からの町民の皆さんのご意見を聞く中で、どうしてもスーパーを誘致できない、そういう環境になってきています。企業がなかなか興味を示してもらえないというような地域になってきているということが、直売所は、町の町民の皆さんの生活の利便性向上を図る意味からも、また、皆さんが集い憩える場がなかなか本町にはないということが、これは直売所、交流施設は、絶対これは必要な施設だというふうに強く思っております。

場所についてはいろいろ意見がございますけれども、町内にあれば、ある程度の町の公共交通も使えるわけですので、これは絶対つくっていききたいと、そういうふうな思いですね。地元の皆さんのご理解をいただきながら、そして町民の皆様のご理解をいただけるのであれば、これはもう絶対に進めていきたいということで、今着々と進んでいるところであります。

今後、基本計画はできておりますので、その契約内容を広く町民の皆さんにお知らせしていくということは次の私どもの仕事だと思っております。直接住民説明会を開くのか、あるいは広報紙とかを使ってお知らせするとか、そういったことで、直売所は何が何でもやり遂げたいと、そういうような思いであります。

以上です。

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） 直売所については、私の知る限りでは、ぜひ建てていただきたいという方が多いですね。ただ、予算規模とか、多額のお金がかかるんじゃないかと心配されている方もおります。それで、加藤議員の質問の中では、地元住民説明会は反対する方はなかったと、地権者も賛成している。しかし町民向けの説明会はないというお話を聞いたんです。ただ、今、町長は、十分情報を提供していきたいと。

私は情報提供はどうなっているんだと聞こうと思っていたら、今日3月1日の広報がありまして、そこに直売所のことが地図入りで載っているんですね。ですから、それを見れば町民の方は分かりますが、ただ内容についてはまだよく分からない方、そういう方は昨日意見を聞いたんですが、今後広報以外でどのように町民の皆様へ、直売所はこんなふうな思いで建てているということを、どのように発信していくのか教えてください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

平野町長。

○町長（平野貞夫） できれば各地域ごとに説明会をして、しっかりこの内容を聞いてもらう、これも大事だというふうに思っております。日程的にはそれは可能だというふうに思っていますので、各地区の区長さん、地区会長さんとも相談しながら、各地域でそういうふうな説明会が開けるかどうかを決めていきたいというふうに思っております。

説明会以外にもさっきおっしゃいましたように、広報紙を使いながらより詳しい内容を皆さんにお知らせしていきたいと、そのように思っています。

以上です。

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） せっかくこの直売所、交流施設を建てるんでしたら合意形成、また、町民の協力を引き出すという観点から情報発信に努めていただきたいと思います。

また、これは提案ですが、町民へのアピールや、認知度を高めるために施設のネーミング募集とか考えてみたらどうでしょうか。いつまでもここで直売所交流施設と、ちょっとやぼったい名前でお話するのも何ですから、ぜひネーミング募集等お考えください。

それでは、続いて3点目の町有地の開発について伺います。

これについては昨年の11月の議会全員協議会で説明されました。小野田、小生田地先の町有地に空港代替地及びその周辺の民有地を含めた場所に、太陽光発電と災害用のキャンプ場の開発プランが提案されました。こ

れを私の新年の挨拶号の政策チラシに掲載しましたところ、すぐに反応がありました。

森林を開発して、また、大型の太陽光発電をするんですか。女性の方から強く問われましたが、町有地の現況と経緯を全く知らない方でしたので、現状は全くの森林ではなく、以前は牧草地として平らな部分も多い荒地で、企業誘致をしても、話をしても10年以上進んでいないところで、私も企業誘致で候補企業を何回かお連れしたことがありましたが、全く反応をいただけなかった土地ですと、このように説明すると、ようやく落ち着いて意見交換ができるようになりました。

このように太陽光発電には拒否反応を示す方が見受けられますが、これらのことを勘案して、町民には十分な説明が必要だと思いますが、これについて考えを伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

平野町長。

○町長（平野貞夫） 今の森川議員から、今回の空港代替地の活用状況、こういった形で使われているのかという説明がありましたけれども、そのとおりでありまして、森林開発というような意味合いでは捉えておりません。かつての牧草地として使っていた平地をそのように使っているということでもあります。

今後の住民説明についてはもちろん地元説明に入ります。地元説明も日程をもう決めてありまして、小野田地先、そして小生田地先にこの具体的な説明に入ります。当然、町有地だけでは計画に至らないわけでありまして、企業のほうで一部の土地を取得するというようなことも聞いておりますので、当然地域の皆さん、地主さんの皆さんのご理解をいただかなければこれはできないと、そういうようなことでありますので、企業のほうからしっかりそういう説明をさせるようにしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） 今後については民有地も含んでおり、まだまだどうなるか分かりませんが、町民の皆さんにメリット、デメリット。メリットの部分では固定資産償却税、これは坂本なんかは多分5,000万円ぐらい入っているのかな、町に。そういう大きなメリット、それから、今回は雇用がある、防災施設もできる、こういうメリットの説明。デメリット、森林を一部でも開発する、そういう土量が多少でも動く、そういうこともありますので、メリット、デメリットをよく検証していただいて、それを説明していただいて進めていただきたいと思います。

それでは、次でこの要旨の最後になりますが、山内ダムの周辺の開発という言葉が第5次総合計画や町長の政策リーフレットの中に新しく出てきていますが、この意図はどのようなことからですか。これについて説明をお願いいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

平野町長。

○町長（平野貞夫） 山内ダムのご質問ですけれども、ダム周辺の環境については、かねてより貴重な地域資源であるダムと、その周辺を整備して町の観光スポットの一つにできないかどうか検討しておりました。このたび民間企業によりカーボンニュートラルの実現に向けた森林保全活動への取組と併せた周辺環境整備などによる地域貢献を行いたいという、そういう申出がありました。このことを踏まえまして、町といたしましても人

が集い憩える場所を官民連携により創出し、町内外の皆様に豊かな自然を直接感じていただけるよう、新たな観光拠点づくりを推進してまいりたいと、そのように考えたところであります。

以上です。

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） カーボンニュートラルという言葉も出ましたが、ここ山内ダムは町のウォーキング大会で行ったこともあります。湖水にはカモが泳いでいたり、入り口には湧き水で金魚を飼っているんですね。こういう方がいたりして非常に自然豊かなところで、長南町が自然豊かなところであるとアピールする観光拠点にはもってこいかなと思いますから、この辺今後順次進めていただければと思っております。

それでは、最後の4点目に入ります。町の活性化を図っていく上で、活性化を目指している企業や団体、個人、特に若者や元気な活動的な移住者などに対して、積極的に応援や支援する姿勢がこれまで以上にあってほしいと思いますが、町長としての応援姿勢について伺います。

ただ、要旨にあるだけでは質問の意図が分かりにくいと思いますので、具体例を挙げて説明をしていきます。例えば長南集学校、昨年末には聴覚障害者のスケートボード世界大会の開催や、地域の夏祭り、お化け屋敷ほか、多彩なイベントを開催しています。また、先月22日に行われたスポーツ協会のウォーキング大会のコースをつくったのがね会の皆さん、歩行の安全確保やつえの増配備、芋煮やイノシシの丸焼きまで提供されて、力強いボランティア活動をされています。このとき、たしか町長をお見かけいたしました。

ここに出店をしていた芋遊会、芋で遊ぶ会と書きます、この方たちは平均年齢がもう75歳に近づいた高齢者で構成されるグループで、サツマイモを作るほかに芝原での餅つき大会、町のイベントに多く参加して、そのあとには必ず懇親会、ゴルフ、旅行と大いに人生を謳歌している元気なグループでございます。このほかには、ほぼ数人の力で町民提案事業を使い、地域活性化のために古民家の小さなお祭りを行っている人もおります。地域おこしを応援する社団法人を立ち上げてくれた若者もいます。まだまだ紹介したい事例はありますが、こういう活動の元気さが増えれば増えるほど、町が活性していくものと考えます。

そこで、今頑張っている人、これから頑張る人の育成も含めて、活性化に向けた町長の応援、支援の姿勢について伺います。町長、応援体制ではなくて、町長の応援姿勢、この思いを伺いたいと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

平野町長。

○町長（平野貞夫） 議員からご紹介のありました各種イベントやボランティア活動、また、地域で活躍されている方々の取組、さらには町民提案事業を活用した活動や若い世代による新たな挑戦など、本町において、様々な主体が地域を盛り上げようと活躍されていることに対しまして、心から敬意を表するものでございます。

町としても、これまでまちづくり町民提案事業などを通じて支援を行ってきたところでございますが、今後におきましても制度面での支援はもとより、情報提供や関係機関とのつなぎ、活動の場づくりなど、様々な形で後押しをしてまいりたいと、そのように考えております。

応援姿勢につきましては、私自身、町の活性化は人の力であると考えており、頑張っている方、これから挑戦しようとする方をできる限り応援していくことが、町長としての責務ではないかというふうに思っております。

す。今後も現場に足を運び、直接お話を伺いながら、それぞれの活動に寄り添い、可能な範囲で支援していく姿勢でいきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） 応援姿勢についてはできる限り、可能な範囲、応援や支援を現場に行き寄り添いながらして下さるという、うれしい言葉をいただきました。ただ、あえて言うなら、応援体制としては協賛、後援ほか、まちづくり提案事業もありますが、どちらかという申込みがあれば、申込みがあつてからという受動的な受け方となっていると考えております。町の姿勢ではなくて、行政から仕掛けて、火つけ役になつてもよいのではないかと考えています。これでこの辺、応援したい、活性化していきたいと思う分野等がありますか、これについてお答えください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

平野町長。

○町長（平野貞夫） 町の活性化に当たりましては、これまで申し上げてまいりましたとおり地域で主体的に活動されている方々の取組が大きな力となるものであり、行政はそれを支える役割が基本であるというふうと考えています。

一方で、町の姿勢だけでなく、行政自らがきっかけづくりや仕掛けを行い、地域の活動を後押ししていくことも重要であるというふう認識しています。そのため、地域資源の掘り起こしや情報発信、関係人口の創出につながる取組など、町の活性化のきっかけとなる事業については積極的に関わっていきなというふう思っております。

以上です。

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） 今、積極的に関わっていくという言葉もいただきました。町の活性化がかかっていますので、ぜひ積極的な姿勢でお願いいたします。

最後に、仏に念仏のようなことを言いますが、町内の活性化が起きているのは非常にコミュニケーションが発達しているところなんですね、あるいは団体です。ぜひそういう団体、あるいはそういう場所、コミュニケーションが非常に取られるような場所、今後はまた取れるような場所ですか、そういうものをぜひ町のほうでも用意していただければさらに活性化が進んでいくと思います。

平野町政がスタートいたしました。今後の町政の活性化ですね、町政や職員の皆さんにかかっておりますので、ぜひ長南町が活性化することを願ひまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（松野唱平） これで9番、森川議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時10分からを予定しております。

（午前10時55分）

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

◎承認第1号～議案第20号の上程、説明

○議長（松野唱平） 日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてから、日程第23、議案第20号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平野町長。

〔町長 平野貞夫登壇〕

○町長（平野貞夫） 承認第1号から議案第20号まで一括して提案理由を申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、本案は令和7年度長南町一般会計補正予算（第5号）について、物価高対応子育て応援手当の迅速な支給のため、早急に予算措置を行う必要があったことから、急施を要するものと認め、12月24日に専決処分をいたしました。歳入歳出予算それぞれに1,321万円を追加し、予算の総額を50億229万4,000円としたもので、議会の承認を求めるものでございます。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、本案は令和7年度長南町一般会計補正予算（第6号）について、衆議院の解散に伴い実施された選挙経費として、早急に予算措置を行う必要があったことから、急施を要するものと認め、1月23日に専決処分をいたしました。歳入歳出予算それぞれに1,031万4,000円を追加し、予算の総額を50億1,260万8,000円としたもので、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第1号 長南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、本案は子ども・子育て支援法に基づき長南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を新たに制定しようとするものでございます。

次に、議案第2号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第3号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は国・県の勧告に基づく給与等の改定に準拠し、特別職及び一般職の給与等に関する条例の一部をそれぞれ改正しようとするものでございます。

次に、議案第4号 長南町地方創生総合戦略推進委員会設置条例を廃止する条例の制定についてでございますが、本案は本町の地方創生総合戦略を総合計画と一体的に策定することとなり、当該委員会の役割が終了したことから、廃止の条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第5号 長南町過疎地域持続発展計画の変更についてでございますが、現行計画は令和7年度をもって期間満了となることから、令和8年度から令和12年度への期間の変更をはじめとする計画変更をしようとするものでございます。

次に、議案第6号 財産の無償貸付につき議決を求めることについてでございますが、本案は旧長南幼稚園の跡地活用について、株式会社ユニオン産業及び特定非営利活動法人竹もりの里に対し、5年間の無償貸付けを行ってきたところですが、令和8年3月31日で契約期間が満了となることから、引き続き、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、園舎及び附属建物を無償貸付けすることについて、地方自治法第96条

第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。なお、用地については有償貸付けとします。

次に、議案第7号 令和7年度長南町一般会計補正予算（第7号）についてでございますが、本補正予算は主に国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用による、1人当たり1万6,000円の地域応援券を配布する費用などを追加するもので、歳入歳出予算それぞれに6億2,156万7,000円を追加し、予算の総額を56億3,417万5,000円とするものでございます。

次に、議案第8号 令和7年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は人件費及び一般療養給付費等の決算を見込む中で、歳入歳出それぞれから1億1,407万1,000円を減額し、予算の総額を9億8,792万9,000円にするものでございます。

次に、議案第9号 令和7年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、本補正予算は介護給付費等の決算を見込む中で、歳入歳出それぞれから1,014万7,000円を減額し、予算の総額を11億1,258万8,000円にするものでございます。

次に、議案第10号 令和7年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は決算を見込む中で歳入歳出それぞれから165万円を減額し、予算の総額を7,300万円にするものでございます。

次に、議案第11号 令和7年度長南町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は決算を見込む中で委託料及び工事請負費等の精算をするものでございます。

次に、議案第12号 令和7年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は決算を見込む中で補正をするものでございます。

次に、議案第13号 令和8年度長南町一般会計予算についてでございますが、本予算は後期基本計画で掲げた施策を着実に推進するため、直売所交流施設建設事業をはじめ、人口減少対策や地域活性化、さらにはDXの推進など持続可能なまちづくりと住民サービスの維持向上に向けた取組に要する経費を計上しております。厳しい財政状況の中ではございますが、各基金からの繰入れ、過疎債の借入れ等による財源確保により予算編成をさせていただきました。予算総額は前年度に比較し2.6%、1億2,100万円増の48億6,600万円とするものでございます。

次に、議案第14号 令和8年度長南町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、本予算は安定的な保険財政運営を実施していくための予算で、予算総額は前年度比4.6%、5,100万円減の10億5,100万円とするものでございます。

次に、議案第15号 令和8年度長南町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、本予算は千葉県後期高齢者医療広域連合の令和8年度の特別会計予算に基づく予算編成で、予算総額は前年度比13.6%、2,405万円増の2億65万円とするものでございます。

次に、議案第16号 令和8年度長南町介護保険特別会計予算についてでございますが、本予算は第9期介護保険事業計画との整合性を図り、予算総額は前年度比2.3%、2,600万円減の10億8,500万円とするものでございます。

次に、議案第17号 令和8年度長南町笠森霊園事業特別会計予算についてでございますが、本予算は安定的

な施設維持管理運営を実施していくための予算で、予算総額は前年度比４％、300万円増の7,765万円とするものでございます。

次に、議案第18号 令和８年度長南町農業集落排水事業会計予算についてでございますが、本予算は収益的収入及び支出でそれぞれ２億6,717万円を、資本的収入で１億4,333万8,000円、資本的支出で１億6,651万2,000円を計上するものでございます。

次に、議案第19号 令和８年度長南町ガス事業会計予算についてでございますが、本予算は純利益を1,448万6,000円と見込み計上するものでございます。

最後に、議案第20号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、本案は現委員の三上智子氏の任期が本年６月30日をもって満了となることから、新たに糸井美恵子氏を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。任期は令和８年７月１日から令和11年６月30日までとなります。

なお、三上氏には、令和５年７月から１期３年間ご尽力いただきましたことに、心から感謝を申し上げる次第でございます。

以上が本定例議会に提案しております20議案の概要でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議を賜りご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで提案理由の説明は終わりました。

次に、承認第１号から承認第２号までの内容の説明を求めます。

江澤企画財政課長。

〔企画財政課長 江澤卓哉登壇〕

○企画財政課長（江澤卓哉） それでは、まず初めに、承認第１号 専決処分の承認を求めることについて（令和７年度長南町一般会計補正予算（第５号））の内容の説明をさせていただきます。

議案書の１ページをお開きください。

承認第１号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第１項の規定に基づき、令和７年度長南町一般会計補正予算（第５号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

令和８年２月27日提出、長南町長、平野貞夫。

専決処分の理由といたしましては、国の施策に基づき、物価高の影響が長期化し、その影響を強く受けている子育て世代に対し、物価高対応子育て応援手当の支給を迅速に実施するため、必要な経費について専決処分をさせていただいたものでございます。

２ページをお開きください。

専決処分書。

令和７年度長南町一般会計補正予算（第５号）について。

地方自治法第179条第１項の規定に基づき急施を要するものと認め、別冊のとおり専決処分する。

令和７年12月24日、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の補正予算書 1 ページをお開き願います。

令和 7 年度長南町一般会計補正予算（第 5 号）。

令和 7 年度長南町の一般会計補正予算（第 5 号）は次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正でございます。

第 1 項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,321 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 50 億 229 万 4,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分書で申し上げたとおり、この予算は地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年 12 月 24 日付で専決処分をさせていただいたところでございます。

2 ページをお願いいたします。

2 ページから 3 ページまでが第 1 表、歳入歳出予算補正となります。内容につきましては事項別明細書によりご説明申し上げます。

7 ページをお開き願います。

歳入でございますが、15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金で、物価高対応子育て応援事業補助金 1,321 万円の追加をするものでございます。

8 ページをお願いいたします。

歳出でございますが、3 款民生費、2 項児童福祉費、2 目児童措置費で、物価高対応子育て応援手当支給に要する経費 1,321 万円を追加させていただいております。内訳といたしましては、3 節職員手当等で時間外勤務手当 25 万円を、10 節需用費で消耗品費 9 万円を、11 節役務費で郵便料 4 万円、口座振込手数料 4 万円の計 8 万円を、12 節委託料でシステム運用業務委託料 45 万円を、18 節負担金補助及び交付金で、物価高対応子育て応援手当 1,234 万円をそれぞれ追加をお願いするものでございます。財源につきましては、全額歳入でご説明した国庫補助金を充てさせていただくものでございます。

なお、9 ページから 12 ページに人件費の補正に係る給与費明細書を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度長南町一般会計補正予算（第 5 号））の内容の説明を終わらせていただきます。

次に、承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度長南町一般会計補正予算（第 6 号））の内容の説明をさせていただきます。

議案書の 3 ページをお開きください。

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度長南町一般会計補正予算（第 6 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和 8 年 2 月 27 日提出、長南町長、平野貞夫。

専決処分の理由といたしましては、衆議院が 1 月 23 日に解散され、衆議院議員選挙について 1 月 27 日告示、

2月8日に投開票が行われましたが、所要の予算措置について緊急を要望し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分をさせていただいたものでございます。

4ページをお開きください。

専決処分書。

令和7年度長南町一般会計補正予算（第6号）について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき急施を要するものと認め、別冊のとおり専決処分する。

令和8年1月23日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

令和7年度長南町一般会計補正予算（第6号）でございます。

令和7年度長南町の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,031万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億1,260万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分書で申し上げたとおり、この予算は地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年1月23日付で専決処分をさせていただいたところでございます。

2ページをお願いいたします。

2ページから3ページまでが、第1表、歳入歳出予算補正になります。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げますので、7ページをお開き願います。

歳入でございますが、11款1項1目地方交付税では、1節地方交付税で、一般財源所要額として、普通交付税280万4,000円の追加を、16款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金では、5節選挙費委託金で、衆議院議員選挙費委託金751万円を追加するものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2款総務費、4項選挙費、6目衆議院議員選挙費で、選挙に要する経費1,031万4,000円を計上させていただいており、内訳といたしましては、1節報酬で、投開票管理者、投開票立会人などに対する報酬56万2,000円を、3節職員手当等で、人件費として時間外勤務手当387万9,000円を、10節需用費から9ページの17節備品購入費で、選挙事務費として消耗品費、電算事務委託料及び選挙用備品購入費など計587万3,000円の追加をそれぞれお願いするものでございます。特定財源につきましては、歳入でご説明した県支出金、衆議院議員選挙費委託金751万円を充てさせていただくものでございます。

なお、10ページから14ページに、人件費の補正に係る給与費明細書を記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度長南町一般会計補正予算（第6号））の内容の説明を終わらせていただきます。

承認第1号及び承認第2号につきまして、ご審議賜りましてご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで承認第1号から承認第2号までの内容の説明は終わりました。

次に、議案第1号の内容の説明を求めます。

山本福祉課長。

〔福祉課長 山本和人登壇〕

○福祉課長（山本和人） それでは、議案第1号の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書5ページをお開きください。

議案第1号 長南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

長南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和8年2月27日提出、長南町長、平野貞夫。

議案書6ページをお願いいたします。また、参考資料の1ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

1の制定の趣旨でございますが、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第3項の規定に基づき、新たに長南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

この条例は、令和8年4月から始まる、こども誰でも通園制度における法第54条の2第1項の確認を受けた特定乳児等通園支援事業者の運営基準を定めるもので、12月議会で可決された長南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を満たす乳児等通園支援事業を行い、令和8年度から新設される乳児等通園支援給付の対象事業者（施設）としての基準を定めるものでございます。

2の制定の内容でございますが、本条例は子ども・子育て支援法がベースになっており、国が示す特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を基本としております。全35条で構成し、構造を明確にするため章立てし、第1章、総則として第1条から第3条まで、第2章、特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準として第4条から第33条まで、第3章、雑則として第34条から第35条までとなっております。

主な条例の内容を申し上げます。

議案書6ページになりますが、第1条は条例の趣旨を、第2条はこの条例における定義を、第3条は一般原則として、特定乳児等通園支援事業者は良質かつ適切であり、かつ、子供の保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子供が健やかに成長するために、適切な環境がひとしく確保されることを目指さなければならない旨を規定しております。

7ページになります。

第4条では、利用定員に関する基準として、支給対象小学校就学前子供の区分ごとに1時間当たりの利用定員を定めるとしております。

第5条では、面談として、事業者は利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、並びに子供の養育環境を把握するための保護者との面談を行わなければならない旨を規定しております。

8ページになります。

第9条では、乳児等支援給付認定の申請に係る援助として、事業者は法第30条の15第1項の認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申

請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

第10条では、心身の状況等の把握として、事業者は特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者の利用状況、その他の教育・保育等の提供の状況の把握に努めなければならない旨を規定しております。

9ページにかけてとなりますが、第13条では、支払いとして、事業者は法定代理受領を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額の支払いを受けるものとする旨を規定しております。

10ページになります。

第17条では、相談及び援助として、事業者は常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない旨を、第18条では、緊急時等の対応として、特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者または医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない旨を規定しております。

11ページになります。

第20条では、運営規程として、事業者は事業の目的及び運営方針、提供する特定乳児等通園支援の内容など重要事項に関する規定を定めておかななければならない旨などを規定し、第21条では、勤務体制の確保等として、事業者は乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない旨などを規定しております。

12ページになりますが、第25条では、虐待等の禁止について規定し、13ページになりますが、第29条では、苦情解決として、事業者は苦情を受け付けるための窓口の設置、その他の必要な措置を講じなければならない旨を規定しております。

14ページになります。

第31条では、事故発生の防止及び発生時の対応等として、事業者は事故の発生またはその再発を防止するため、第1号では、事故が発生した場合の対応、事故発生の防止のための指針を整備すること。第2号では、事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。第3号では、事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこととしております。

第33条では、記録の整備等として、事業者は特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない旨を規定しております。

15ページになります。

第34条では、電磁的記録等について規定し、16ページから17ページにかけてとなりますが、第35条では、委任について規定をいたしております。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料として、1ページから9ページに条例で規定しております主な内容を記載した資料を添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議案第1号 長南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての内容の説明とさせていただきます。ご審議いただきましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第1号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第2号から議案第3号までの内容の説明を求めます。

河野総務課長。

〔総務課長 河野 勉登壇〕

○総務課長（河野 勉） それでは、議案第2号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書18ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第2号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月27日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、議案書及び参考資料を中心に説明をさせていただきます。

議案書の19ページ及び参考資料10ページをお開きいただきたいと存じます。

参考資料1の改正の趣旨でございますが、令和7年度の国の人事院勧告、県の人事委員会勧告に基づきまして、一般職の期末勤勉手当について0.05月分の引上げがされたことにより、特別職においても一般職同様に期末手当の引上げを行うものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、議案書の19ページをご覧ください。

第1条では、第4条第2項の期末手当につきまして「100分の230」を「6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」に改めさせていただくものでございます。

第2条では、先ほどの第1条で改正をさせていただきます期末手当につきまして、「6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の232.5」に改めさせていただき、令和7年度の支給率を令和8年度では平準化する改正を行うものでございます。

次に、施行期日ですが、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行させていただき、第1条の規定は、規定による改正後の長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定は令和7年4月1日から適用させていただくものです。

続きまして、議案第3号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書20ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第3号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月27日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、議案書及び参考資料を中心に説明をさせていただきます。

議案書の21ページ及び参考資料13ページをお開きいただきたいと存じます。

参考資料1の改正の趣旨でございますが、令和7年8月7日付の人事院勧告により人事管理上の重点課題に対応し、民間給与との格差3.62%及び通勤手当、期末勤勉手当等の諸手当にわたり、包括的に給与制度を整備する勧告がされ、そのことを受け、千葉県人事委員会勧告におきましても、昨年10月15日付で人事院勧告に基づく改定が実施されたことに倣い、町給与等関係条例につきまして改正を行うものです。

次に、2の改正の内容でございますが、第1条では、長南町一般職の職員の給与等に関する条例中、令和7年度の一般職の期末勤勉手当の年間支給月数を「4.60月」から「4.65月」へ、再任用短時間勤務職員では、期末勤勉手当の年間支給月数を「2.40月」から「2.45月」へ改正させていただくものです。

次に、行政職給料表の引上げ関係では、民間給与との均衡を図るために勧告では、月例給の引上げ改定を令和7年4月に遡及して行うこととし、具体的には高卒者に係る初任給を1万2,200円引上げ、大卒者に係る初任給を1万2,000円引上げとする若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を上回る引上げがされるものでございます。

なお、町給料表全体としての平均改定率は3.5%でございます。

続きまして、宿日直手当につきましては、第17条第1項におきまして、1回の支給限度額を「4,400円」から「4,700円」へ改正するものです。

次に、通勤手当の関係ですが、普通自動車等使用者等に係る通勤手当の月額表の改正では、民間の支給状況を踏まえ、使用距離の区分に応じて10円から5,660円までの幅で引上げを行うものでございます。

続いて、第2条の長南町一般職の職員の給与等に関する条例のうち、まず、18条の期末手当、第19条の勤勉手当では、一般職及び定年后再任用短時間勤務職員の期末勤勉手当をそれぞれ一般職4.65月、再任用短時間勤務職員2.45月になるよう年度内の支給率を平準化する改正を行い、通勤手当の関係では、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、制度の簡素化及び業務の効率化の観点から、普通自動車等、原動機付自転車等、自転車といった交通用具ごとに設定をされている職員の区分を廃止し、交通用具使用者の通勤手当の月額表に統合するため「自転車等」を「自動車等」に改め、別表第4の普通自動車等使用者等に係る通勤手当の月額表を、県の改正に準じ規則に委任、また、通勤をする際に駐車場を利用する職員に対して、一月当たり5,000円を上限に手当を新設するものです。

続いて、第3条及び第4条では、本町では該当職員がおりませんが、一般職の任期付職員の採用等に関する条例が改正され、参考資料14ページをお開きいただきたいと存じます。

第3条では、特定任期付職員の給与月額改定として、令和7年度期末勤勉手当の支給月数を「3.65月」から「3.70月」へ上昇、第4条では、特定任期付職員の期末勤勉手当の年間支給月数を3.70月になるよう平準化をする改正をしております。

第5条では、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして改正等を行うものです。

次に、施行期日ですが、公布の日から施行するものですが、第2条、第4条の規定は令和8年4月1日から施行し、第2項として第1条の規定による改正後の長南町一般職の職員の給与等に関する条例の規定及び第3条の規定による改定後の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和7年4月1日から施行させていただ

くものでございます。

なお、15ページ以降は新旧対照表となりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第2号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第3号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。ご審議いただきましてご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第2号から議案第3号までの内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時からを予定しております。

（午前11時52分）

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（松野唱平） 次に、議案第4号から議案第5号までの内容の説明を求めます。

江澤企画財政課長。

〔企画財政課長 江澤卓哉登壇〕

○企画財政課長（江澤卓哉） それでは、まず初めに、議案第4号 長南町地方創生総合戦略推進委員会設置条例を廃止する条例の制定についての内容の説明を申し上げます。

議案書39ページをお開き願います。

議案第4号 長南町地方創生総合戦略推進委員会設置条例を廃止する条例の制定について。

長南町地方創生総合戦略推進委員会設置条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和8年2月27日提出、長南町長、平野貞夫。

議案書40ページをお開き願います。あわせて説明の内容につきましては、参考資料の46ページをお願いいたします。

まず、1の制定の趣旨でございますが、本町における地方創生総合戦略（第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略）は、今年度上位計画である長南町第5次総合計画後期基本計画において重点施策として位置づけ、一体化した計画として策定をいたしました。これにより、策定に係る審議等は、総合計画を所掌する長南町まちづくり委員会で行うこととなり、別途設置されていた長南町地方創生総合戦略推進委員会は設置目的を果たし、その役割を終了したため、委員会廃止の条例を制定するものでございます。

なお、本町における地方創生総合戦略の推進を図るためには、引き続き町長、副町長、教育長及び課長職により組織する長南町地方創生総合戦略推進本部なども活用し、取り組んでまいるところでございます。

2の制定の内容でございますが、制定の趣旨でも申し上げたとおり、総合戦略推進委員会は役割を終えたため、長南町地方創生総合戦略推進委員会設置条例を廃止する条例を制定するものでございます。

施行期日でございますが、今年度末をもって推進委員会を廃止するため、本条例の施行期日は令和8年4月1日とさせていただきます。

また、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、推進委員会の委員長及び委員に係る報酬については本条例の別表第1に、費用弁償については別表第2に規定されているため、附則においてそれぞれ削除をするものでございます。

なお、報酬額は、委員長、月額5,700円、委員、月額5,200円でございます。

以上、議案第4号 長南町地方創生総合戦略推進委員会設置条例を廃止する条例の制定についての内容の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第5号 長南町過疎地域持続的発展計画の変更についての内容の説明を申し上げます。

議案書41ページをお開き願います。

議案第5号 長南町過疎地域持続的発展計画の変更について。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、長南町過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出、長南町長、平野貞夫。

計画内容につきましては、2月17日開催の議会全員協議会においてもご説明をさせていただいておりますので、本日はそれを踏まえ、計画の概要をご説明申し上げますが、一部内容が重複することもありますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、本議案の趣旨につきまして、ご説明申し上げます。

現行の過疎法であります過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法は、令和3年4月1日に施行され、本町は同法に定める過疎地域の要件を満たしており、町全域が過疎地域に該当しております。このため、本町では、千葉県が定める過疎地域持続的発展方針を踏まえ、同法第8条の規定に基づき、過疎対策事業債をはじめとする国の財政支援を有効に活用しながら、地域の持続的な維持及び発展を図ることを目的として、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする過疎地域持続的発展計画を策定し、各種施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、この現行計画は、本年度をもって計画期間の最終年度を迎えることから、引き続き、過疎対策を推進していくため、計画期間の見直しが必要となりました。今回の変更にあたりましては、単に計画期間を延長するものではなく、昨年12月議会において議決いただきました長南町第5次総合計画後期基本計画の内容を反映するとともに、新たに実施を予定している事業を位置づけるため、計画本文の見直し及び事業計画の追加等を行うものでございますので、過疎法及び国の事務処理基準に基づき、議会の議決を経る必要があるため、本定例会に上程をさせていただくものでございます。

それでは、計画書に基づきまして、その内容をご説明申し上げます。

別冊の長南町過疎地域持続的発展計画をご覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、目次をご覧ください。

初めに、計画の構成についてでございます。本計画は、1の基本的な事項から、13のその他地域の持続的発展に関し必要な事項までの13項目により構成されており、この構成自体は、現行計画から変更はございません。

1、基本的な事項では、町の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況などを記載してございます。

また、2の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から、12の再生可能エネルギーの利用の促進までが過

疎法に基づき、市町村計画に定めるべき施策であり、13のその他地域の持続的発展に関し必要な事項は、町が主体的に取り組む施策を位置づけるものでございます。

目次からもう1ページおめくりください。

次に、本計画の位置づけでございます。本計画は、本町の最上位計画であります第5次総合計画を基本とし、各種個別計画との整合を図りながら、町づくり全般についての計画として位置づけております。

次に、右側の1ページをご覧ください。

1、基本的な事項についてでございます。

1ページから11ページまでがその内容となり、町の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況などを記載しております。

記載内容につきまして、抜粋して申し上げますと、まず、2ページから4ページで、本町の人口の状況でございますが、昭和30年の約1万5,000人をピークに減少を続け、令和2年には7,000人台となり、60年間で約半数まで減少しております。また、少子高齢化の進行により、高齢化率は44.7%となっており、人口構造は大きく変化しております。

さらに、若年層の流出や出生数の減少により、今後も人口減少が続くことが見込まれており、人口減少対策は本町における最重要課題の一つとなっております。人口の見通しといたしましては、令和12年には約5,800人程度まで減少すると見込まれており、人口減少の流れを大きく変えることは難しい状況にあります。しかしながら、本計画及び後期基本計画に基づく施策を着実に推進することで、人口減少の緩和と地域の持続的発展を図ってまいります。

次に、同箇所に記載してございます産業の状況についてでございます。

本町の産業構造は、従来の農業を中心とした第1次産業から第3次産業への転換が進んでおりますが、農業においては、担い手不足や高齢化が課題となっております。また、商業につきましては、近隣市町の大規模店舗の影響などにより、厳しい状況が続いております。

こうした課題に対応するため、農業の高付加価値化や6次産業化、企業誘致による雇用創出、観光資源の活用による交流人口の拡大など、総合的な産業振興に取り組む必要がございます。

次に、5ページから7ページの行財政の状況についてでございます。

本町の財政は、令和6年度決算では、健全化判断比率の各指標は早期健全化基準を下回り、健全な状態ではありますが、今後も過疎対策事業債を有効に活用しながら、計画的な事業推進を図る必要がございます。このため、公共施設の適正管理や事業の選択と集中により、持続可能な行財政運営に努めてまいります。

次に、8ページから9ページの地域の持続的発展の基本方針でございます。

本計画では6つの基本方針を掲げておりますが、これは後期基本計画で掲げる6つの分野別施策と一致するものでございます。

次に、10ページでございますが、計画期間でございます。

本計画の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としております。

次に、12ページからとなりますが、各施策の内容についてでございます。

各施策は、現況と問題点、その対策、目標指数、事業計画により構成されており、今回の変更においては、

前期基本計画の内容から後期基本計画の内容へ更新しております。

それでは、各施策の内容につきまして、主な事業計画を中心に、その概略をご説明申し上げます。

12ページの2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成では、本町におきましては、若年層の進学や就職を契機とした転出が続いており、人口減少の大きな要因となっております。また、住宅供給の不足や就業機会の制約などにより、移住・定住の促進が十分に進んでいない状況もございます。

このため、本施策におきましては、若者の定住促進及び移住の受皿整備を重点的に進めてまいります。具体的には事業計画にもございますように、住宅取得奨励事業や結婚新生活支援事業を継続し、若者世代の定住を支援するとともに、空き家や空き地の活用、民間活力による宅地造成の促進により、居住環境の整備を図ってまいります。また、お試し移住事業や地域おこし協力隊事業などを通じて、本町への関心を高め、移住者の増加につなげてまいります。さらにイベントの開催などにより、交流人口の拡大を図るとともに、関係人口の創出に取り組んでまいります。

15ページをお願いいたします。

3、産業の振興では、本町の基幹産業である農業につきましては、担い手の高齢化や後継者不足が課題となっております。このため、担い手の確保・育成や農地の集積・集約化を進めるとともに、スマート農業の導入や6次産業化の推進により、農業所得の向上を図ってまいります。

また、現在検討を進めております直売所交流施設につきましては、農産物の販売のみならず、情報発信や交流の拠点として位置づけ、観光振興との相乗効果を図ることとしております。商工業につきましては、既存事業者への支援に加え、企業誘致を進め、雇用創出と地域経済の活性化を図ってまいります。観光につきましては、笠森観音や野見金公園などの地域資源を活用し、観光コンテンツの開発や情報発信の強化により、交流人口及び関係人口の拡大を図ってまいります。

21ページをお願いいたします。

4、地域における情報化では、情報通信技術の進展により、デジタル化への対応は重要な課題となっております。本施策におきましては、行政手続のデジタル化や情報発信の強化など、DXの推進に取り組み、行政サービスの向上と業務の効率化を図ってまいります。

23ページをお願いいたします。

5、交通施設の整備、交通手段の確保では、高齢化の進行に伴い、日常生活における移動手段の確保は重要な課題となっております。このため、道路や橋梁の計画的な整備を進めるとともに、地域の実情に応じた公共交通の確保に努めてまいります。特に高齢者や交通弱者の移動手段の確保に向け、持続可能な交通体系の構築に取り組んでまいります。

28ページをお願いいたします。

6、生活環境の整備では、快適な生活環境の確保は、定住促進においても重要な要素でございます。本施策におきましては、上下水道、ガスの適正な運営や環境衛生の向上に取り組むとともに、農業集落排水事業については、公営企業会計の意向を踏まえ、適切な事業運営を行ってまいります。また、公共施設の維持管理につきましても、計画的な更新や長寿命化を図り、持続可能な施設運営に努めてまいります。

34ページをお願いいたします。

7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進では、少子高齢化が進行する中で、子育て支援と高齢者福祉の充実が重要な課題でございます。本施策におきましては、こども家庭センター事業や乳児等通園支援事業などの新たな子育て施策を推進し、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいります。また、高齢者の健康づくりや介護予防の推進、地域で支え合う体制づくりを進め、地域共生社会の実現を図ってまいります。

38ページをお願いいたします。

8、医療の確保では、地域における医療体制の確保は、住民の安心・安全な生活を支える重要な基盤でございます。本施策におきましては、関係機関と連携しながら、地域医療体制の維持確保に努めてまいります。

40ページをお願いいたします。

9、教育の振興では、次代を担う人材の育成は地域の持続的発展に不可欠でございます。本施策におきましては、ICT教育の推進や教育環境の整備を進めるとともに、地域への愛着を育む教育の充実を図ってまいります。また、生涯学習やスポーツ活動の充実により、全ての世代が生きがいを持って暮らせる町づくりを進めてまいります。

45ページをお願いいたします。

10、集落の整備では、人口減少に伴い、地域コミュニティの維持が課題となっております。本施策におきましては、地域住民の主体的な活動を支援するとともに、集落機能の維持・活性化に取り組んでまいります。

47ページをお願いいたします。

11、地域文化の振興等では、本町の歴史や文化、伝統行事は地域の魅力を高める重要な資源でございます。これらの保存・継承を図るとともに、文化活動の振興により、地域の活力向上につなげてまいります。

48ページをお願いいたします。

12、再生可能エネルギーの利用の促進では、地球温暖化対策や脱炭素社会の実現に向けた取組が求められております。本施策におきましては、住宅用設備等脱炭素化促進事業などを推進することなどにより、再生可能エネルギーの導入促進を図るとともに、環境に配慮した持続可能な町づくりを進めてまいります。

50ページをお願いいたします。

13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項では、本施策では、他の施策に該当しない横断的な取組として、公共施設改修・修繕事業などを位置づけております。今後も地域の実情に応じた柔軟な対応を行いながら、持続可能な町づくりを進めてまいります。

以上が各施策における主な内容でございます。

52ページから80ページまでにつきましては、各施策の事業計画、いわゆるソフト事業である過疎地域持続的発展特別事業のみを再掲し、具体的な事業内容、事業の必要性、見込まれる事業効果等を追加し、一覧表として記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、議案第5号 長南町過疎地域持続的発展計画の変更についての内容の説明を終わらせていただきます。

議案第4号及び議案第5号につきまして、ご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第4号から議案第5号までの内容の説明は終わりました。

次に、議案第6号の内容の説明を求めます。

河野総務課長。

〔総務課長 河野 勉登壇〕

○総務課長（河野 勉） それでは、議案第6号 財産の無償貸付につき議決を求めることにつきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書、42ページをお開きいただきたいと思います。

議案第6号 財産の無償貸付につき議決を求めることについて。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、議案書及び参考資料を中心に説明をさせていただきます。

議案書の43ページ及び参考資料47ページをお開きいただきたいと思います。

議案書43ページ。

1、無償貸付する財産の種類でございますが、建物及び建物の附属物とするものでございます。

2、無償貸付する財産の所在等でございますが、所在につきましては、長南町長南2011番地、旧長南幼稚園でございます。建物につきましては、園舎及び倉庫でございます。園舎は鉄筋コンクリート造、延べ床面積623平米でございます。倉庫は木造、延べ床面積33.12平米でございます。建物の附属物といたしましては、建物に附属する電気設備、給水設備及びその他設備、遊具などの構築物でございます。

3、相手方でございますが、まず1社目ですが、所在地は、神奈川県川崎市中原区井田杉山町2番地3号、名称は株式会社ユニオン産業、代表者は、代表取締役、森川眞彦でございます。

次に、2社目ですが、所在地は千葉県長生郡長南町長南2011番地、名称は特定非営利活動法人竹もりの里、代表者は理事長、鹿島與一でございます。

4、無償貸付の期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものでございます。

参考資料の47ページをご覧ください。

1の提案の趣旨でございますが、旧長南幼稚園について、空き公共施設活用検討委員会の協議結果及び5年間の実績を経まして、地域課題であります放置竹林の解消や竹を活用した生涯学習の推進に寄与するとともに、地域の環境整備や、SDGsに貢献をしており、今後においても、その活動が期待できることから、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、2の内容についてでございますが、参考資料48ページをお開きください。

5の無償貸付けの理由としまして、まず、財政上のメリットとして、施設維持管理経費の削減として年間約50万円ほどの削減効果が挙げられます。

次に、地域貢献等として、1点目として、子供たちを対象とした体験学習や、竹細工教室等の定期開催、2点目として、長南フェスティバルへの参加、竹コンポストの販売など、地域交流と学習機会の創造に貢献をしてございます。次に3点目として、環境整備への寄与でございます。熊野の清水公園や道路等に伸びた枝木、危険木等の伐採ボランティアの実施、4点目として、竹の購入事業による放置竹林の解消などが挙げられます。

また、その他としまして、千葉大学や京葉銀行と共同で行っております竹活用プロジェクトの実施や、令和2年度に全国みどりの愛護にて千葉県知事賞を受賞したほか、町産の竹を活用した製品の製造を通じ、長南町の知名度向上に寄与しております。

以上の理由から、無償による貸付けをお願いするものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第6号 財産の無償貸付につき、議決を求めることにつきましての説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第6号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第7号の内容の説明を求めます。

江澤企画財政課長。

〔企画財政課長 江澤卓哉登壇〕

○企画財政課長（江澤卓哉） それでは、議案第7号 令和7年度長南町一般会計補正予算（第7号）の内容の説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容といたしましては、事務事業費の精算及び人件費の過不足調整に伴う減額並びに物価高騰対応地域応援券事務委託料、地籍調査業務委託料及び財政調整基金積立金の追加が主なものとなっております。

それでは、別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

議案第7号 令和7年度長南町一般会計補正予算（第7号）。

令和7年度長南町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,156万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億3,417万5,000円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費でございます。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条、地方債の補正でございます。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年2月27日提出、長南町長、平野貞夫。

2ページをお願いいたします。

2ページから5ページまでが、第1表、歳入歳出予算補正となります。

内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございますが、歳出予算の経費の金額のうち、その性質上または予算成立後の事由により、年度内に支出が完了しない見込みがあるものについて、翌年度に繰り越して使用できるように対象事業、

限度額を定めるものであり、本補正予算で追加する事業も含めた11事業について繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

変更といたしまして、過疎対策事業について、補助橋梁修繕工事の減額等に伴い、起債限度額を3,420万円減額し、1億360万円に変更しようとするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

歳出につきましては、今年度の人事異動に伴い、各科目で余剰となった人件費について減額すること。また、給与改定により、増額となる人件費の過不足調整及び非常勤特別職の報酬の精算により、人件費全体では4,424万1,000円の減額をさせていただくものでございます。

また、各事務事業につきましては、多岐にわたって精算がございます。したがって、人件費及び事務事業の精算に係る補正につきましては、一部説明を省略させていただき、今回追加となる内容を中心にご説明をさせていただきます。

16ページをお願いいたします。

1款議会費、1項議会費は、人件費の過不足調整と事務事業費の精算により、110万9,000円の減額でございます。

2款総務費、1項総務管理費は、3,579万9,000円の減額でございます。

主なものといたしまして、1目一般管理費では、17ページとなりますが、11節役務費で、不足する郵便料30万円の追加をお願いするものでございます。

5目財産管理費では、10節需用費で、保健センター空調機修繕のため100万円の追加をお願いするものでございます。

次に、18ページとなりますが、6目企画費では、12節委託料で、ふるさと納税申込数の増加に伴い、ふるさと納税業務委託料210万円の追加をお願いするものでございます。

8目地域振興費では、フェスティバル関係費用の精算と、12節委託料で、中央公民館住民アンケート調査業務委託料200万円の減額が主な内容でございます。

12目過疎対策費では、18節負担金補助及び交付金で、若者定住及び三世代同居促進奨励金940万円及び、19ページとなりますが、U I J ターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金200万円を精算により、それぞれ減額をするものでございます。

2項徴税費は、人件費の増により52万8,000円の追加をお願いするものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費は、232万6,000円の減額でございます。

1目戸籍住民基本台帳費となりますが、20ページをお願いいたします。

12節委託料で、住民記録システム改修委託料23万1,000円及び戸籍システム改修委託料184万8,000円を追加し、併せて繰越明許費の設定もお願いするものでございます。特定財源につきましては全額国庫補助金、社会保障・税番号システム整備費補助金を充てさせていただくものでございます。

18節負担金補助及び交付金で、負担金額算出に人件費を用いていることから、人件費の増に伴い、旅券事務

事業負担金4万2,000円の追加をお願いするものでございます。

4項選挙費は、630万6,000円の減額でございます。内訳といたしまして、1目選挙管理委員会費は、人件費の増により24万8,000円の追加をお願いするものでございます。

4目長南町長選挙費は、精算により655万4,000円の減額でございます。

21ページをお願いいたします。

5項統計調査費も116万4,000円の減額でございますが、2目基幹統計調査費で、22ページとなりますが、7節報償費で、令和7年国勢調査員報酬について、指導員調査員報告会の実施に伴い、5万3,000円の追加をお願いするものでございます。財源につきましては、統計調査費県委託金を充てさせていただくものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費は、3,992万2,000円の減額でございます。主なものといたしまして、1目社会福祉総務費は、11節役務費、12節委託料、18節負担金補助及び交付金では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を用いて、今年度実施した不足給付金に係る精算により、合計で803万5,000円の減額でございます。

23ページをお願いいたします。

22節償還金利子及び割引料で、令和6年度実施事業の精算に伴う返還金として、障害者医療費に係る障害者国庫負担金等返還金26万円、及び定額減税調整給付金に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金返還金243万7,000円の計269万7,000円の追加をお願いするものでございます。

27節繰出金は、国民健康保険及び介護保険の特別会計に係る繰出金の精算により818万1,000円の減額でございます。

2目老人福祉費は、12節委託料で、申込者数の増により、緊急通報システム事業委託料61万4,000円の追加をお願いするものでございます。

6目後期高齢者医療費は、18節負担金補助及び交付金で、精算により医療給付費負担金1,537万3,000円及び後期高齢者医療広域連合事務費負担金259万9,000円の計1,797万2,000円の減額でございます。

2項児童福祉費は、160万3,000円の減額でございますが、1目児童福祉総務費では、22節償還金利子及び割引料で、令和6年度事業の精算に伴う子ども・子育て支援交付金をはじめ、返還金として67万4,000円の追加をお願いするものでございます。

24ページをお願いいたします。

下段となりますが、4款衛生費、1項保健衛生費は、644万3,000円の減額でございます。

25ページをお願いいたします。

1目保健衛生費では、18節負担金補助及び交付金で、県に交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、広域水道部が実施する本町住民を対象とした水道基本料金の減免に関し、町負担分として、広域市町村圏組合水道会計負担金80万7,000円の追加をお願いするものでございます。財源につきましては、町に交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を衛生費国庫補助金として充てさせていただくものでございます。

22節償還金利子及び割引料で、令和6年度実施事業の精算に伴う返還金として、マイナンバー情報連携体制

整備事業に係る疾病予防対策事業返還金3万円の追加をお願いするものでございます。

2目予防費は、12節委託料で、带状疱疹ワクチン定期接種化により不足する個別定期予防接種委託料80万円の追加を、26ページとなりますが、22節償還金利子及び割引料で、令和6年度実施事業に係る返還金として、感染症予防事業費等国庫補助金返還金13万8,000円の追加をそれぞれお願いするものでございます。

3目母子保健費及び4目健康推進費においても、22節償還金利子及び割引料で、未熟児養育医療費返還金をはじめとする令和6年度実施事業に係る返還金の追加をお願いするものでございます。

5目環境衛生費は、人件費の減及び精算による減額でございます。

次に、5款農林水産業費、1項農業費は3,423万7,000円の減額でございます。主なものといたしまして、3目農業振興費は、28ページとなりますが、18節負担金補助及び交付金で、鳥獣被害防止対策協議会補助金をはじめとする各補助金の精算により、1,762万3,000円の減額でございます。

29ページをお願いいたします。

5目ほ場整備費は、精算による減額及び22節償還金利子及び割引料で、資源向上支払い、活動期間満了に伴う残額返還として、多面的機能支払交付金返還金84万9,000円の追加をお願いするものでございます。

30ページをお願いいたします。

2項林業費は、精算により112万8,000円の減額でございます。

6款商工費、1項商工費は1億1,507万5,000円の追加でございます。

1目商工業振興費は、人件費の追加及び精算による減のほか、国の補正予算（第1号）により措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、1人当たり1万6,000円の地域応援券を配布するための費用として、11節役務費で、郵便料200万円及び12節委託料で、物価高騰対応地域応援券事務委託料1億1,649万円の追加をお願いするものでございます。特定財源につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を商工費国庫補助金として充てさせていただくものでございます。

31ページをお願いいたします。

2目観光費は、精算による減額でございます。

7款土木費、1項土木管理費は2億9,297万円の追加でございます。

1目土木管理費は、人件費の過不足調整による追加でございます。

2目地籍調査費では、一般職の人件費追加のほか、令和7年度国の補正予算に伴う地籍調査負担金の活用により、会計年度任用職員の人件費及び32ページとなりますが、11節役務費で郵便料80万7,000円を、12節委託料で地籍調査業務委託料2億8,734万9,000円をそれぞれ追加するもので、繰越明許費の設定も併せてお願いするものでございます。特定財源につきましては、県地籍調査費負担金2億1,236万4,000円を充てさせていただくものでございます。

2項道路橋梁費は8,406万円の減額でございます。

2目道路維持費は精算による減額、3目道路新設改良費は、人件費の追加でございます。4目道路維持費は、12節委託料及び14節工事請負費は、精算による減額でございます。

18節負担金補助及び交付金で、本郷橋架替事業県負担金250万円の追加をお願いするものでございます。財源につきましては、過疎対策事業債を充てさせていただくものでございます。

33ページをお願いいたします。

4項住宅費、1目住宅管理費は、10節需用費で、町営豊原団地の修繕料38万5,000円の追加をお願いするものでございます。

5項都市計画費は155万2,000円の減額でございます。人件費の追加及び事務事業費の精算のほか、18節負担金補助及び交付金で、住宅リフォーム補助金13万8,000円の追加をお願いするものでございます。

9款教育費、1項教育総務費は、人件費の過不足調整による120万3,000円の追加でございます。

34ページとなりますが、2項小学校費は276万7,000円の減額、35ページとなりますが、3項中学校費は324万8,000円の減額、4項社会教育費は760万9,000円の減額となります。いずれも人件費の過不足調整と事務事業費の精算によるものでございます。

36ページをお願いいたします。

5項保健体育費では375万8,000の追加でございます。

2目給食施設費で、人件費の追加のほか、10節需用費で、修繕料184万8,000円及び給食材料費130万円の計314万8,000円の追加、並びに17節備品購入費で、給食用備品購入費27万円の追加をそれぞれお願いするものでございます。

11款公債費、1項公債費は、利率見直し分及び前年度末借入れ分の利率確定により、102万8,000円の減額でございます。

12款諸支出金は、37ページになりますが、2項基金費で4億3,801万9,000円の追加となり、各基金への積立てを行うものでございます。主なものといたしまして、1目財政調整基金は、24節積立金で3億1,823万円を追加するものでございます。前年度繰越金の留保額のほか、本補正予算により生じた余剰金などを積み立てするものでございます。

2目減債基金は、24節積立金で、昨年度同様に、普通交付税において交付された臨時財政対策債償還基金費を減債基金に積み立てるため1,098万円を追加するものでございます。

4目ふるさと創生基金費は、ふるさと納税基金の増に伴い504万円を、5目企業版ふるさと納税地方創生基金費は、存目計上でございましたが、企業版ふるさと納税によりご寄附をいただいたことから、200万1,000円をそれぞれ24節積立金で追加するものでございます。

8目公共施設等整備基金は、今後の公共施設等の整備の財源に充てるための積立てを行うため、24節積立金で9,788万7,000円の追加をお願いするものでございます。

9目伊藤園グリーンクラブこどもの遊び場づくり基金費は、伊藤園グリーンクラブからのご寄附の積立てを行うため、24節積立金で200万3,000円の追加をお願いするものでございます。

38ページをお願いいたします。

10目森林環境譲与税基金費は、歳入における森林環境贈与税の増と、本譲与税充当事業の精算に伴う余剰金を積み立てるために、24節積立金で170万6,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

お手数でございますが、11ページにお戻り願います。

1款町税は、1項町民税で、法人町民税法人税割の課税額減により800万円の減額を、2項固定資産税で、

償却資産について、法人の新規設備投資等の増により900万円の追加を、4項町たばこ税で、出荷本数の減により100万円の減額をそれぞれ補正するものでございます。

2款地方譲与税から8款ゴルフ場利用税は、交付実績及び国・県からの財政情報等に基づき、それぞれ補正をするものでございます。

12ページをお願いいたします。

11款地方交付税は、決定した普通交付税額の全額を計上させていただいたものでございます。

15款国庫支出金と、13ページになりますが、16款県支出金につきましては、一部でございますが、歳出で説明させていただいたとおりでございますので、事務事業の精算による減額及び不足分の追加に伴う補正が主な内容となっております。

14ページになりますが、17款財産収入は、基金から生じた利息を追加いたしました。

18款寄附金は、一般寄附金及びふるさと納税寄附金を追加させていただきました。

19款繰入金は、減債基金などの基金からの繰入金について、不要分を減額させていただきました。

20款繰越金は、前年度繰越金の全額を計上させていただいたものでございます。

21款諸収入は、2項町預金利子及び4項雑入で、収入実績等に基づき追加をさせていただいたものでございます。

15ページになりますが、22款町債は、地方債補正でもご説明したとおり、過疎対策事業債を橋梁修繕事業等の減額により減額をさせていただいたものでございます。

以上が歳入についての説明でございます。

なお、39ページから43ページにかけまして、人件費の補正に係る給与費明細書が、44ページに地方債に関する調書がそれぞれ記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第7号 令和7年度長南町一般会計補正予算（第7号）についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第7号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第8号の内容の説明を求めます。

長谷健康保険課長。

〔健康保険課長 長谷英樹登壇〕

○健康保険課長（長谷英樹） それでは、議案第8号 令和7年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

別冊の予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第8号 令和7年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度長南町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,407万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,792万9,000円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算」補正による。

令和8年2月27日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、事項別明細書によりまして歳出の内容からご説明申し上げます。

恐れ入りますが、8ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費、1項一般管理費につきましては、職員及び会計年度任用職員の人件費に係る経費について、78万9,000円を減額するものでございます。財源につきましては、特定財源の国県支出金では、事業費補助金を、その他につきましては、一般会計からの職員給与費等繰入金でございます。一般財源につきましては繰越金でございます。

2款保険給付費につきましては、被保険者数の減に伴い決算額を見込む中で、1億1,220万円を減額するものでございます。

1項療養諸費では9,170万円の減額を、9ページとなりますが、2項高額療養費では2,000万円の減額を、5項葬祭諸費では50万円の減額をそれぞれお願いするものでございます。財源の特定財源の国県支出金につきましては、普通交付金でございます。一般財源につきましては、基金積立金及び繰越金でございます。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分につきましては、一般会計からの繰入金の減に伴う財源更正で一般財源につきましては基金繰入金でございます。

4款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費につきましては、実績を見込む中で175万7,000円の減額とするものでございます。財源につきましては、特定財源の国県支出金は県支出金の特別交付金、その他は諸収入の特定健診負担金でございます。また、一般財源は繰越金でございます。

5款基金積立金につきましては、10ページとなりますが、基金利息18万2,000円について財源更正するものでございます。

6款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金につきましては、実績を見込む中で50万円を追加し、150万円とするものでございます。財源につきましては基金積立金でございます。

7款予備費につきましては、先ほどご説明した保険税還付金で不足が生じたため、予備費を流用いたしましたので、その流用した分の17万5,000円の追加をお願いするものでございます。財源につきましては基金繰入金でございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、6ページにお戻りいただきたいと存じます。

2款国庫支出金、1項2目事業費補助金につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知用のチラシ作成に係る費用相当分について10万円を追加するものでございます。

3款県支出金につきましては、給付実績を見込む中で、1項1目1節普通交付金では1億2,170万8,000円の減額を、2節特別交付金では175万7,000円を減額するものでございます。

4款財産収入につきましては、財政調整基金の基金利息として18万2,000円を追加するものでございます。

5款繰入金につきましては、給付実績等を見込む中で、一般会計からの繰入金及び財政調整基金からの繰入金を合わせ、2,017万円の追加をお願いするものでございます。

1 目一般会計繰入金につきましては、当初予算の試算より減となったこと等により459万7,000円の減額を、2 目財政調整基金繰入金につきましては、繰越金等の減により一般財源に不足額が生じたため、財政調整基金を取り崩し、一般財源に充当するもので、2,476万7,000円を追加するものでございます。なお、年度末の基金保有高の見込額は1億8,037万8,950円でございます。

6 款繰越金につきましては、7 ページとなりますが、前年度からの繰越金として1,219万3,000円を減額し、2,850万円とするものでございます。

7 款諸収入、4 項 3 目雑入につきましては、前年度実績に伴う特定健診分の特別交付金精算金として113万5,000円を追加するものでございます。

11ページからは給与費明細書となりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議案第8号 令和7年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第8号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第9号の内容の説明を求めます。

山本福祉課長。

〔福祉課長 山本和人登壇〕

○福祉課長（山本和人） それでは、議案第9号の内容についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書1ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第9号 令和7年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度長南町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,014万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,258万8,000円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月27日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明申し上げますので、8ページをお開きいただきたいと存じます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費につきましては、4 月の人事異動及び人事院勧告に伴う職員の人件費について過不足調整及び税制改正に伴うシステム改修の追加、事務事業の精算を行い25万2,000円の追加を、2 項 1 目賦課徴収費につきましては、保険料に係る口座振替取扱手数料9万1,000円の追加を、3 項介護認定審査会費につきましては、会計年度任用職員の人件費について10万4,000円の追加をそれぞれお願いするものでございます。

2 款保険給付費につきましては、給付費の決算額を見込む中で1,780万円の減額をお願いするものでございます。特定財源につきましては、国県支出金では介護給付費負担金及び調整交付金について、それぞれの負担

割合に基づき717万3,000円を減額し、その他財源では、支払基金からの介護給付費交付金、一般会計からの介護給付費繰入金及び介護給付費準備基金繰入金について2,921万8,000円を減額するものでございます。なお、保険給付費において、給付費全体の額の変更に伴い、法定負担割合に基づく財源の内訳が変更となることから、各目において財源更正させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

1 項介護サービス等諸費につきましては、要介護認定者に係るサービス給付費でございます。

9 ページになります。

2 目地域密着型介護サービス給付費では、地域密着型サービス事業所である上埴生の郷に係る利用者の減により1,000万円の減額を、3 目施設介護サービス給付費では、主に介護老人福祉施設に係る利用者の減により500万円の減額を、6 目居宅介護サービス計画給付費では、実績見込みにより300万円の減額をそれぞれお願いするものでございます。

2 項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援認定者に係るサービス給付費でございますが、1 目介護予防サービス給付費では、訪問リハや訪問介護などの訪問系サービスの利用者の増により400万円の追加を、10ページになりますが、5 目介護予防サービス計画給付費につきましては、実績に伴い20万円の追加をそれぞれお願いするものでございます。

11ページにかけてとなりますが、6 項1 目特定入所者介護サービス費では、施設入所者が昨年度より減少したことにより400万円の減額をお願いするものでございます。

3 款基金積立金、1 項1 目介護給付費準備基金積立金につきましては、基金の利息について積立てするもので、その他特定財源につきましては、財産収入利子及び配当金14万1,000円を充てさせていただくものでございます。

4 款地域支援事業費につきましては、決算額を見込む中で847万2,000円の減額をお願いするものでございます。特定財源につきましては、国県支出金では、地域支援事業交付金の負担割合に基づき489万3,000円を減額し、その他財源では、一般会計からの繰入金で163万1,000円を減額するものでございます。

2 項1 目包括支援センター運営事業費では、包括支援センターに係る人件費について847万2,000円の減額をお願いするものでございます。

12ページにかけてになりますが、5 款諸支出金、1 項3 目償還金1,553万7,000円につきましては、令和6 年度において、国・県から超過交付された介護給付費等の返還金で、財源は令和6 年度からの繰越金でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6 ページにお戻りいただきたいと存じます。

1 款保険料では、1 項1 目第1 号被保険者保険料、1 節現年度分につきましては、所得状況に応じ、転出、転入、死亡に伴う保険料の実績等を見込み382万8,000円の追加をお願いするものでございます。

3 款国庫支出金、4 款支払基金交付金、5 款県支出金及び8 款繰入金、1 項一般会計繰入金につきましては、歳出の減額に伴い、それぞれ法定負担割合に基づき減額をお願いするものでございます。

6 款財産収入につきましては、歳出の特定財源で申し上げたとおりです。

7 ページとなりますが、2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金につきましては、給付費の減により1,487万4,000円を減額し、繰入額を319万4,000円にするものでございます。なお、年度末の基金保有高の見

込額は1億4,926万4,509円でございます。

9款繰越金につきましては、昨年度の決算に基づき2,837万6,000円の追加をお願いするものでございます。

なお、13ページからは給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧をいただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第9号 令和7年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）の内容の説明を終わらせていただきます。ご審議いただきまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第9号の内容の説明を終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時15分からは予定しております。

（午後 2時04分）

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時15分）

○議長（松野唱平） 次に、議案第10号から議案第11号までの内容の説明を求めます。

三上生活環境課長。

〔生活環境課長 三上達也登壇〕

○生活環境課長（三上達也） それでは、議案第10号 令和7年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明申し上げます。

別冊となっております、令和7年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）をご覧くださいければと存じます。

1ページをお開きください。

議案第10号 令和7年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ165万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,300万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月27日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、事項別明細書により、歳出のほうからご説明申し上げます。

7ページをご覧くださいと思います。

1款1項1目霊園管理費のうち、人件費の関係では、1節報酬3万円の増、2節給料6万9,000円の減、3節職員手当等53万8,000円の減、4節共済費で3万4,000円の増の補正をお願いするものでございます。これは会計年度任用職員の交代に伴う増及び正規職員にあっては異動による減額でございます。

また、10節需用費20万円、11節の役務費79万円、12節委託料45万円、13節使用料及び賃借料12万7,000円につきましては、それぞれ執行残を見込む中で減額させていただくものでございます。

次に、24節積立金46万円につきましては、本年度の決算状況を踏まえ、財政調整基金への積立てを行うものでございます。

次に、2款1項1目霊園施設費においては、増減はございません。財源につきましては、前のページ、6ページをご覧くださいと思います。

歳入の1款1項事業収入において、実績を見込む中で、1目の墓所使用料で56万4,000円、2目工事負担金で37万4,000円、3目墓所管理料で53万円、4目施設使用料で20万円の増額とさせていただくものでございます。

4款1項1目財政調整基金繰入金においては800万円の減を、5款1項1目繰越金につきましては462万6,000円をそれぞれ補正させていただくものでございます。

9ページ以降ですが、給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

次に、議案第11号 令和7年度長南町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の内容につきまして、続けてご説明を申し上げます。

別冊となっております、令和7年度長南町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）をご覧くださいければと存じます。

1ページをお開きください。

議案第11号 令和7年度長南町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）。

第1条、総則でございます。

令和7年度長南町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出でございます。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額は次のとおり補正する。

初めに、収入でございますが、第1款下水道事業収益では営業外費用についての補正を、次に支出では、第1款下水道事業費用で営業費用についての補正をお願いするものでございます。

なお、各項の詳細につきましては、この後、予算実施計画内訳にてご説明を申し上げます。

2ページをご覧ください。

第3条、資本的収入及び支出でございます。

予算第4条、本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額55万7,000円を51万5,000円に、当年度分損益勘定留保資金44万5,000円とあるのをゼロ円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11万2,000円でございますのをこれまたゼロ円にと、補填するものとされているところ、それぞれ当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額51万5,000円にて補填するものとする、改めさせていただきまして、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、第1款下水道事業資本的収入では、企業債及び県補助金の補正を、また、支出のほうでは、第1款下水道事業資本的支出で建設改良費及び企業債償還金の補正をお願いするものでございます。

次に、第4条企業債でございます。

予算第5条に定めた企業債を次のとおり変更する。詳細につきましては、下表のとおりでございます。

最後に第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

予算第8条に定めた経費を次のとおり改める。これは、職員給与費について、既決額1,299万2,000円に補正額39万4,000円を加え、合わせて1,338万6,000円とするものでございます。

令和8年2月27日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、実施計画内訳により、収益的支出のほうからご説明を申し上げます。

17ページをお開きいただければと思います。

初めに、収益的支出では、主に給与改定に伴う人件費の増、それから、電話料の値上げに伴う増額及び旅費、賞与引当金繰入額の減額補正を行うもので、10万8,000円の減額をお願いするものでございます。

同ページ上段、収益的収入においては、1款2項3目1節長期前受金戻入44万4,000円、同じく4目1節雑収益4,000円、合わせて44万8,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、18ページをご覧くださいと思います。

同ページの下段、資本的支出からご説明を申し上げます。

1款1項1目施設整備費では、公営企業会計等支援業務委託の関係につきまして、入札差金の減額及び米満地先本郷橋架け替えに伴う排水管仮設工事の設計委託費の増、工事請負費における入札差金の精算によりまして809万8,000円の減額を、2項の企業債償還金では、支弁する科目の修正等を反映しまして2,000円の増額をお願いするものでございます。

次にページ上部、資本的収入にお戻りいただきまして、1款1項1目1節下水道事業債90万円、2節公営企業会計適用債840万円、合わせて930万円の減額をお願いするところですが、これは支出において入札差金分等の精算を行ったことによりまして、借入額も減少とするものでございます。

また、4項1目1節県補助金124万6,000円でございますが、これは先ほどの本郷橋架け替えに係る設計委託の分として県から収入することとなりましたので、新たに計上をさせていただくというものでございます。

6ページ以降は、予定損益計算書、給与費明細書等となってございますので、これは後ほどご覧いただければと存じます。

以上、大変雑駁ではございましたけれども、議案第10号 令和7年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第11号 令和7年度長南町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）に係る説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第10号から議案第11号までの内容の説明は終わりました。

次に、議案第12号の内容の説明を求めます。

金坂ガス課長。

〔ガス課長 金坂美智子登壇〕

○ガス課長（金坂美智子） それでは、議案第12号 令和7年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明申し上げます。

別冊のガス事業会計補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。と存じます。

第1条、総則。

令和7年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

第1号、供給戸数は、決算見込み4,538戸、当初と比較いたしまして32戸の減でございます。

第2号、年間供給量は853万7,000立方メートルで、当初と比較いたしまして24万6,000立方メートルの増とさせていただくものでございます。増の主な要因でございますが、大口需要家への販売量が増加したことによるものでございます。

第3号、1日平均供給量は2万3,389立方メートルで、当初と比較いたしまして、674立方メートルの増でございます。

次に、収益的収入及び支出でございます。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款ガス事業収益、既定額7億5,036万6,000円を1,231万2,000円追加し、総額を7億6,267万8,000円とさせていただきます。なお、各項につきましては、予算実施計画にてご説明させていただきます。

次に支出でございます。

第1款ガス事業費用、既定額7億1,681万9,000円を2,261万4,000円追加し、総額を7億3,943万3,000円とさせていただきます。

1枚めくっていただき、2ページをご覧ください。

第4条、資本的収入及び支出でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,527万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,292万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,543万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,691万7,000円を、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,769万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,707万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,457万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,604万1,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款資本的収入、既定額9,143万円を2,000万円減額し、総額7,143万円とさせていただきます。

支出でございます。

第1款資本的支出、既定額2億4,670万4,000円を757万7,000円減額し、総額2億3,912万7,000円とさせていただきます。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第8条に定めた経費を次のとおり改める。

第1号職員給与費、既定額5,451万8,000円を208万2,000円追加し、総額5,660万円とさせていただきます。

令和8年2月27日提出、長南町長、平野貞夫。

続きまして、3ページをご覧ください。

令和7年度ガス事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的収入でございます。

第1款ガス事業収益、1項1目ガス売上でございます。既定額7億825万円を2,813万3,000円減額し、総額を6億8,011万7,000円とさせていただくものでございます。こちらは販売量の増に伴い、売上げを1,877万9,000円追加させていただくもの、また、政府によるガス料金値引き事業の追加実施により、補助金に相当するガス売上を4,691万2,000円減額し、同額を3項営業外収益、2目補助金で計上させていただくものでございます。

2項営業雑収益、1目受注工事収益は、内管工事の申込みが想定より少なくなる見込みとなることから、既定額3,394万円を921万6,000円減額し、2,472万4,000円とさせていただくものでございます。

4ページをお願いいたします。

収益的支出でございます。

1款ガス事業費用、1項1目ガス売上原価でございます。既定額3億7,677万3,000円を1,139万9,000円追加し、総額を3億8,817万2,000円とさせていただくものでございます。こちらは原ガス購入料の増によるものでございます。

2項供給販売費では、既定額2億5,327万3,000円に1,819万1,000円追加し、総額を2億7,146万4,000円とさせていただくものでございます。こちらにつきましては、ガス漏えい緊急工事に伴います修繕費の追加、そのほか精算に伴うものでございます。

5ページをお願いいたします。

3項一般管理費は、人件費の過不足調整で、既定額3,506万2,000円に41万4,000円追加し、4項営業雑費用では既定額3,178万4,000円を844万円減し、2,334万4,000円とさせていただくものでございます。先ほど歳入では申し上げましたが、内管工事の減により、受注工事費用についても減額となるものでございます。

5項営業外費用は、精算による補正でございます。

恐れ入りますが、1枚めくって6ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。

1款資本的収入、1項1目企業債でございますが、既定額9,000万円を2,000万円減額し、総額を7,000万円とさせていただくものでございます。こちらは起債対象工事が他工事との同時施工となったことにより、経費が抑制されたため、借入額を減額するものでございます。

1款資本的支出、1項建設改良費でございますが、既定額1億3,419万7,000円を757万7,000円減額し、総額を1億2,662万円とさせていただくものでございます。

1目工事費につきましては、精算に伴う減額でございます。

3目工事負担金では、令和8年度に予定しております給田地先の森川橋ガス管移設工事に係る設計費用を687万円計上させていただくものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

令和7年度ガス事業会計予定損益計算書でございます。こちらは令和7年度末までの1年間のガス事業の経営状況を税抜で表したものでございます。

右側、下から4行目の数字となりますが、1の営業収益から5の営業外費用までの収益的収支によります純

利益は1,720万4,000円を見込むものでございます。

なお、8ページ以降は、予定貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書となっております。後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第12号 令和7年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第12号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第13号の内容の説明を求めます。

江澤企画財政課長。

〔企画財政課長 江澤卓哉登壇〕

○企画財政課長（江澤卓哉） それでは、議案第13号 令和8年度長南町一般会計予算についての内容の説明を申し上げます。

別冊の令和8年度長南町予算書の1ページをお願いいたします。

議案第13号 令和8年度長南町一般会計予算。

令和8年度長南町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48億6,600万円と定める。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、債務負担行為でございます。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方債でございます。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、一時借入金でございます。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

第5条、歳出予算の流用でございます。

地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号といたしまして、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年2月27日提出、長南町長、平野貞夫。

2ページから7ページまでが第1表、歳入歳出予算となります。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

事項としては、県水道用水供給事業市町村負担金となります。九十九里地域の水道用水事業体である九十九里地域水道企業団と県営水道の統合に伴い、本町も含めた構成市町村全てが負担金を支弁することとなったため、令和9年度から令和17年度の期間において、債務負担行為を設定するものであり、限度額は1,844万1,000円でございます。

9ページをお願いいたします。

第3表、地方債でございます。

令和8年度に借入れを予定しております起債の目的、限度額等を記載してございます。内訳といたしましては、河川維持管理委託料に充てるため、緊急浚渫推進事業3,290万円、旧長南小学校体育館、中学校校舎生活棟及び海洋センタープールのLED照明交換工事のため、脱炭素化推進事業3,210万円、直売所交流施設整備事業及び道路補装繕工事、道路舗装工事、橋梁修繕事業並びに過疎基金への積立て等のため、過疎対策事業1億7,980万円の計2億4,480万円を借入れしようとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出からご説明をいたしますが、主要内容につきましてご説明をさせていただきます。

26ページをお願いいたします。

1款議会費は、昨年は議員数に欠員があったことを考慮した内容でございましたが、今回は定員数の報酬等により算定し、前年度比890万2,000円増の7,460万8,000円の計上でございます。

1項議会費、1目議会費の27ページになりますが、12節委託料で、本議会でも活用しております、議会をインターネットに配信するための議会中継システムASPサービス提供業務委託料170万1,000円を計上いたしました。

28ページをお願いいたします。

2款総務費では、前年度比9,060万8,000円増の10億3,057万3,000円を計上してございます。

1項総務管理費は、1億849万3,000円増の8億5,208万8,000円の計上でございます。

1目一般管理費は、本目に計上の職員数減に伴う人件費の減により、前年度比1,019万2,000円減の4億406万7,000円の計上でございます。

30ページをお願いいたします。

中段となりますが、12節委託料でDX推進事業として、町民向けのリモートワーカー育成講座実施のためのリモートワーカー育成講座委託料33万円、及び町専用のAIアシスタント構築支援のためのAI活用支援業務委託料352万円を計上させていただきました。

33ページをお願いいたします。

5目財産管理費は、庁内LAN用のリースパソコンを昨年度途中で更新したことなどにより、前年度比3,189万8,000円増の1億6,359万円の計上でございます。

また、37ページとなりますが、上段の14節工事請負費で、地方債でもご説明をいたしました旧長南小体育館照明LED交換工事496万円を計上させていただきました。

37ページをお願いいたします。

6目の企画費では、後期基本計画の策定完了による委託費の減により、前年度比726万5,000円減の2,070万7,000円の計上でございますが、引き続きふるさと納税に係る費用を計上させていただいたところでございます。

次に、38ページの下段をご覧くださいと存じます。

8目地域振興費でございます。39ページになりますが、12節委託料で、直売所交流施設設計業務委託料8,500万円のほか、直売所交流施設整備事業に係る不動産鑑定、地質調査、測量の業務委託料を計上させていただきました。本事業は、特定財源の地方債として過疎対策事業債9,420万円を充てさせていただきます。

42ページをお願いいたします。

下段の12目過疎対策費でございますが、前年度比1,183万8,000円増の5,241万7,000円の計上でございます。増の主な要因といたしましては、43ページとなりますが、12節委託料で、地域おこし協力隊のインターン制度を活用して、お試し移住を委託により実施するため、地域おこし協力隊支援業務委託料1,000万円を新たに計上したことによるものでございます。

45ページをお願いいたします。

2項徴税费では、前年度比1,990万1,000円増の1億1,167万3,000円を計上しております。

47ページとなりますが、12節の委託料で、地籍調査結果による土地データの修正作業件数の増によりまして、画地計測及び土地経年変化修正委託料、前年度比1,200万円余り増の2,084万8,000円を計上させていただいたのが増の主な要因でございます。

48ページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費では、前年度比815万7,000円減の4,971万3,000円の計上でございます。

1目戸籍住民基本台帳費で、49ページとなりますが、12節の委託料で、戸籍附票システムに係る自治体情報システム標準化等委託料が前年度比900万円余りの減額となる151万8,000円を計上してございます。特定財源につきましては、全額国庫補助金、デジタル基盤改革支援補助金を充てさせていただくものでございます。

50ページをお願いいたします。

4項選挙費では、参議院議員選挙、長南町長選挙及び長南町議会議員補欠選挙に係る選挙費の減によりまして、前年度比2,316万3,000円減の1,016万7,000円の計上でございます。

51ページとなりますが、3目千葉県議会議員選挙費では、令和9年4月以降の投開票が見込まれますが、3月までに執行が見込まれる選挙費用につきまして、198万6,000円を計上してございます。特定財源158万8,000円につきましては、選挙費委託金を充てさせていただいているものでございます。

5項統計調査費では、前年度比646万6,000円減の662万3,000円の計上でございます。

52ページをお願いいたします。

2目基幹統計調査費は、令和7年国勢調査終了に係る経費の減が減額の主な内容でございます。

6項監査委員費では、前年度同額の70万9,000円の計上でございます。

3款民生費では、前年度比376万9,000円増の11億7,521万8,000円を計上してございます。

1項社会福祉費は、1,117万7,000円増の8億6,804万1,000円の計上でございます。社会福祉費につきまして

は、障害者（児）福祉事業のほか、引き続き、前年度と同様の各種事業経費を計上してございますが、対象者の増などにより、扶助費が増額となっております。また、特定財源として制度に基づいた国・県からの負担金及び補助金等を充てさせていただいております。

59ページをお願いいたします。

2 項児童福祉費は、前年度比740万8,000円減の3億710万7,000円の計上でございます。

1 目児童福祉総務費では、60ページとなりますが、12節委託料の地域こどもの生活支援強化事業委託料で、引き続き、ちょなこみ食堂を実施する費用299万1,000円を計上してございます。特定財源につきましては、国庫補助金、母子家庭等対策総合支援事業補助金199万3,000円を充てさせていただいております。

62ページをお願いいたします。

2 目児童措置費では、こども誰でも通園制度の開始に伴いまして、新たに管外乳児等通園支援事業委託料19万2,000円を計上してございます。特定財源につきましては、国庫補助金、子ども・子育て支援交付金14万4,000円及び県補助金、子ども・子育て支援補助金2万4,000円を充てさせていただいております。

また、3 目児童福祉施設費におきましても、こども誰でも通園制度の開始に伴いまして、町内利用に係る乳児等通園支援事業に対し交付される国庫補助金、子ども・子育て支援交付金21万6,000円及び県補助金、子ども・子育て支援補助金3万6,000円を人件費に充てさせていただいているところでございます。

次に65ページをお願いいたします。

下段となりますが、4 款衛生費では、前年度比1,305万3,000円増の4億2,176万9,000円を計上してございます。

1 項保健衛生費は、前年度比191万6,000円増の3億2,783万8,000円の計上でございます。

1 目保健衛生総務費では67ページとなりますが、下段の18節負担金補助及び交付金で、県水道用水供給事業市町村負担金並びに広域市町村圏組合に係る水道会計、病院事業会計、保健衛生費及び火葬場・斎場事業の各負担金など、計1億834万1,000円を計上してございます。

68ページをお願いいたします。

2 目予防費は、各種予防接種等を実施するための経費を計上してございます。

69ページをお願いいたします。

3 目母子保健費は、子ども医療費扶助をはじめ、母子の健康保持増進及び子育て支援のための経費を計上してございます。

71ページをお願いいたします。

4 目健康推進費では、健診等に係る経費を計上してございますが、72ページをお願いいたします。

19節扶助費で、がん患者のウィッグ及び補装具の購入を補助するため、新たにがん患者補装具等支援事業給付金15万円を計上してございます。特定財源につきましては、県補助金、がん患者補装具等補助金7万5,000円を充てさせていただいております。

5 目環境衛生費は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金、わが家のエコ電補助金のほか、環境衛生に係る事務事業に要する経費を計上してございます。

74ページをお願いいたします。

2項清掃費は、1目塵芥処理費で、可燃物処理委託費の上昇などにより広域市町村圏組合清掃費負担金が増となることから、1,113万7,000円増の9,393万1,000円を計上してございます。

次に、5款農林水産業費では、前年度比1億3,624万3,000円増の4億4,777万2,000円を計上してございます。

1項農業費は、1億3,807万4,000円増の4億3,827万6,000円の計上でございます。

76ページをお願いいたします。

下段の3目農業振興費は、前年度比6,524万円増の1億9,967万9,000円の計上でございます。増の主な要因といたしましては、79ページの下段となりますが、18節負担金補助及び交付金で、農地中間管理機構集積補助金が前年度比3,016万円増の4,484万円を計上したことなどによるものでございます。特定財源については全額国庫補助金、農地中間管理事業機構集積協力金を充てさせていただくものでございます。また、営農組合のドローン購入に対し、地域農業整備事業補助金に合わせまして、県補助金を財源とする農産産地支援事業補助金350万8,000円を計上してございます。

本目では、そのほかにも鳥獣被害防止対策事業、農業振興に関する事業及び地域おこし協力隊2名分の各経費も計上してございます。特定財源につきましては、国県支出金は、鳥獣被害防止総合対策交付金及び飼料米等拡大事業補助金など、計9,148万9,000円でございます。その他特定財源は、過疎基金繰入金及び農地中間管理事業業務委託料などの計2,152万9,000円でございます。

81ページをお願いいたします。

5目は場整備費では、多面的機能支払事業に要する経費などを計上させていただきました。特定財源、国県支出金は県補助金、多面的機能支払交付金3,347万8,000円のほか、計3,408万2,000円を充てさせていただき、その他の特定財源1,890万6,000円は、土地改良施設維持管理適正化事業分担金及び交付金でございます。

また、82ページとなりますが、17節備品購入費で、ラジコン草刈機購入費389万4,000円を計上したところでございます。

83ページをお願いいたします。

6目農村環境改善センター費は、前年度比3,259万4,000円増の4,556万6,000円の計上でございます。

84ページとなりますが、14節工事請負費で、空調設備更新工事3,200万円を計上させていただきましたのが増の主な要因でございます。

2項林業費は、前年度比183万1,000円減の946万6,000円の計上でございます。

1目林業振興費では、林業後継者の確保育成や、林業振興業務に従事するため、地域おこし協力隊1名分の経費を計上してございます。また、12節委託料で、森林環境譲与税を財源に木材製品の製作設置を行う木材利用普及啓発業務委託料150万円を計上してございます。本目の特定財源につきまして、国県支出金は県補助金、森林整備事業補助金30万3,000円であり、その他特定財源は森林環境譲与税292万2,000円のほか、計295万8,000円を充てさせていただくものでございます。

85ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費は、前年度比275万9,000円減の5,847万9,000円の計上でございます。

1目商工業振興費では、86ページになりますが、14節の工事請負費で、長南工業団地企業案内図交換工事176万円を計上してございます。

2目観光費では、野見金公園イルミネーション設置事業として、87ページとなりますが、12節委託料で、野見金公園イルミネーション設置等委託料176万円及び88ページとなりますが、17節の備品購入費で、野見金公園イルミネーション用LED購入ため、観光用備品購入費199万4,000円の計375万4,000円を計上してございます。また、14節工事請負費で、笠森観音周辺の観光資源整備として、弁天谷堰散策路修繕工事200万円を計上してございます。財源につきましては、特定財源その他として森林環境譲与税を充てさせていただいております。

7款土木費は、前年度比1億2,078万1,000円減の3億1,331万3,000円を計上してございます。

1項土木管理費は、前年度比6万1,000円減の6,868万3,000円の計上でございます。

89ページをお願いいたします。

下段の2目地籍調査費は、前年度同様、国の補正予算に伴い、地籍調査業務委託料をはじめ、地籍調査実施に要する経費を前倒しで前年度の補正予算において計上予定のため、本予算にはこれらの経費が含まれていないものでございます。

90ページをお願いいたします。

2項道路橋梁費は、前年度比1億5,453万2,000円減の1億7,014万2,000円の計上でございます。

91ページをお願いいたします。

2目道路維持費では、92ページとなりますが、14節工事請負費で、舗装修繕工事、舗装本復旧工事、道路維持工事、排水整備工事の計9,350万円を計上してございます。特定財源につきましては、道路交通安全対策事業国庫補助金566万5,000円、過疎対策事業債2,550万円を充てさせていただき、その他5,380万1,000円は、舗装本復旧工事負担金、ふるさと創生基金繰入金等を充てさせていただいております。

3目道路新設改良費では、12節委託料で、測量業務委託料638万円を計上させていただきましたが、そのうちの341万につきましては、笠森観音周辺の観光整備に関連しまして、町道笠森4号線の用地測量業務委託を計上させていただいたものでございます。14節工事請負費では、道路舗装工事1,210万円を計上させていただきました。特定財源につきましては、地方債で過疎対策事業債1,530万円を充てさせていただくものでございます。

4目橋梁維持費では、12節委託料で、橋梁修繕計画策定委託料1,363万3,000円及び18節負担金補助及び交付金で、本郷橋架替事業県負担金2,050万円を計上させていただきました。特定財源につきましては、国県支出金で、道路交通安全対策事業費補助金1,791万9,000円及び地方債で過疎対策事業債980万円をそれぞれ充てさせていただくものでございます。本目につきましては、前年度比1億6,741万9,000円の減となっておりますが、前年度は橋梁点検委託料、補助橋梁修繕工事の計上がございましたが、これらが皆減となったことが主な減額要因となっております。

3項河川費は、前年度比2,460万8,000円増の3,488万9,000円の計上でございます。

93ページをお願いいたします。

1目河川総務費では、昨年度に続き、12節委託料で緊急浚渫推進事業実施のため、河川維持管理委託料3,300万円を計上させていただきました。特定財源につきましては地方債で、緊急浚渫推進事業債3,290万円を充てさせていただくものでございます。

4 項住宅費では、前年度比1,048万円増の1,272万2,000円の計上でございます。

94ページをお願いいたします。

14 節工事請負費で、豊原団地の火災焼失棟解体のため、町営住宅解体工事1,100万円を計上させていただきました。財源につきましては全額特定財源その他で、公共施設等整備基金繰入金を充てさせていただきました。

5 項都市計画費では、前年度比127万6,000円減の2,687万7,000円の計上でございます。

1 目都市計画総務費では、12 節委託料で、都市計画基礎調査委託料504万9,000円を計上してございます。特定財源として県委託金都市計画基礎調査委託金397万8,000円を充てさせていただくものでございます。

95ページをお願いいたします。

8 款 1 項消防費は、広域市町村圏組合への負担金となりますが、前年度比953万9,000円増の1 億9,905万4,000円の計上でございます。

9 款教育費は、前年度比292万5,000円増の5 億446万8,000円を計上してございます。

1 項教育総務費は、前年比65万1,000円増の1 億627万円の計上でございます。

97ページをお願いいたします。

2 目事務局費では、100ページの上段となりますが、18 節の負担金補助及び交付金で、前年度までの海外交流研修事業に代わりまして、国内で異文化や語学研修を実施するための語学研修事業補助金200万円を計上してございます。

2 項小学校費では、前年度比94万2,000円増の9,318万3,000を計上いたしました。

102ページをお願いいたします。

2 目教育振興費では、18 節負担金補助及び交付金で、前年度同様に、引き続き小学校の給食費を無償化にすることにより、保護者の教育関係費用の負担軽減を図るため、学校給食費補助金1,471万1,000円を計上してございますが、国が4月から小学校給食費の抜本的な負担軽減を実施するため、今後、制度運用の詳細に合わせまして、補正予算等により財源更正などの対応を行ってまいります。

3 項中学校費では、前年度比2,388万4,000円増の9,037万5,000円の計上でございます。

1 目学校管理費では、104ページとなりますが、14 節の工事請負費で、中学校生活棟照明のLED化を行うため、校舎照明LED交換工事2,900万円を計上させていただきました。特定財源につきましては、地方債でも申し上げましたが、脱炭素化推進事業債2,600万円を充てさせていただくものでございます。

2 目教育振興費では、105ページとなりますが、18 節負担金補助及び交付金で、小学校同様に中学校の給食費を無償化にすることで、保護者の教育関係費用の負担軽減を図るため、学校給食費補助金824万7,000円をお願いするものでございます。

4 項社会教育費は、前年度比148万4,000円減の6,603万3,000円の計上でございます。

1 目社会教育総務費では、わくわく体験クラブ、家庭教育支援などの社会教育事業に要する経費を計上させていただきました。

107ページをお願いいたします。

2 目公民館費では、公民館教室、文化祭などの公民館事業に要する経費を計上させていただいたところでございます。

次に、110ページをお願いいたします。

5項保健体育費でございますが、前年度比2,106万8,000円減の1億4,860万7,000円の計上でございます。

1目保健体育総務費では、111ページとなりますが、14節工事請負費で、海洋センタープール照明のLED化を行うため、海洋センターLED照明交換工事199万6,000円を計上させていただきました。特定財源については、地方債でも申し上げた脱炭素化推進事業債170万円を充てさせていただくものでございます。

112ページをお願いいたします。

2目給食施設費では、113ページとなりますが、12節委託料で、安心・安全な学校給食を安定的かつ継続的に提供するため、引き続き調理業務委託料3,366万円を計上させていただきました。

114ページをお願いいたします。

10款災害復旧費は、存目で4,000円の計上でございます。

11款公債費は、前年度比103万1,000円増の4億2,864万3,000円を計上してございます。その他特定財源は、減債基金繰入金と預金利子でございます。

115ページをお願いいたします。

12款諸支出金につきましては、2億209万9,000円の計上でございます。

2項基金費では、4目ふるさと創生基金費で、3,500万1,000円を積み立てるものでございます。その他特定財源については、ふるさと納税寄附金及び利子でございます。

116ページをお願いいたします。

3項公営企業費では、前年度比2,500万円減の1億3,200万円の計上でございますが、1目公営企業支出金の18節負担金補助及び交付金で、農業集落排水事業会計補助金としてお願いをするものであり、農業集落排水事業に係る地方債償還金等の減による減額となっております。

13款予備費は、1,000万円を計上してございます。

歳出につきましては以上でございます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。

お手数でございますが、13ページにお戻りください。

1款町税ですが、総額は前年度に比較し、639万9,000円減の11億1,765万5,000円の計上でございます。

1項町民税は、前年度比500万円減の3億5,500万1,000円でございます。個人町民税は前年度同額を見込んでおりますが、法人町民税では、事業収益の減により500万円の減額を見込んでおります。

2項固定資産税につきましては、前年度比1,000万円増の6億7,555万4,000円を見込んでおります。

3項軽自動車税につきましては、環境性能割は廃止となりますが、種別割の増により前年度比40万円減の3,010万円を見込んでおります。

4項町たばこ税につきましては、出荷本数の減により、前年度比100万円減の4,500万円を見込んでおります。

5項鉱産税につきましては、令和7年度の実績を見込む中で、前年度同額を計上させていただきました。

2款から12款までの譲与税、交付金等につきましては、国・県の財政情報及び令和7年度の実績見込みにより、計上させていただいたところでございます。

2款地方譲与税は8,075万6,000円を計上いたしました。

14ページになりますが、3款利子割交付金100万円、4款配当割交付金700万円、5款株式等譲渡所得割交付金600万円、6款法人事業税交付金1,500万円、7款地方消費税交付金2億1,000万円、8款ゴルフ場利用税交付金は、前年度実績を考慮した中で、前年度比2,500万円増の1億2,500万円を計上させていただきました。

15ページをお願いいたします。

9款環境性能割交付金は、自動車税環境性能割の廃止に伴い、存目計上の1,000円を計上してございます。

10款地方特例交付金は、1款町税及び9款環境性能割交付金で申し上げたとおり、環境性能割の廃止に伴う減収に対しまして、軽自動車税及び自動車税減収補填特例交付金が交付されることなどによりまして、前年度比1,865万円増の2,160万円を計上してございます。

11款地方交付税は、前年度実績及び算定内訳を考慮した中で、前年度比5,000万円増の17億8,000万円の計上でございます。このうち普通交付税は3,000万円増の16億3,000万円、特別交付税は2,000万円増の1億5,000万円を計上させていただきました。

16ページをお願いいたします。

12款交通安全対策特別交付金は、前年度と同額の140万円の計上でございます。

13款分担金及び負担金は、舗装本復旧工事負担金の増などにより、前年度比1,928万7,000円増の6,415万2,000円の計上でございます。

14款使用料及び手数料は、6,394万6,000円の計上で、おおむね前年度と同様の内容でございます。

17ページをお願いいたします。

15款国庫支出金は、前年度比5,947万4,000円減の3億4,942万9,000円の計上でございます。

2項国庫補助金で、18ページとなりますが、5目土木費国庫補助金が、橋梁修繕工事の減などにより、前年度比8,377万1,000円の減となっているのが減の主な要因でございます。

19ページをお願いいたします。

16款県支出金は、前年度比400万円増の2億6,409万2,000円の計上でございます。各項目におきまして増減はございますが、県支出金全体ではおおむね前年度同様の内容となっております。

22ページをお願いいたします。

中段の17款財産収入につきましては、188万6,000円を計上してございます。

18款寄附金は、一般寄附金及びふるさと納税寄附金につきまして、3,505万1,000円の計上でございます。

19款繰入金は、前年度比3,975万円減の3億4,300万3,000円の計上でございます。公共施設等整備基金繰入金の減が主な減額の要因でございます。

23ページをお願いいたします。

20款繰越金は、前年度同額の5,000万円を計上させていただきました。

21款諸収入は、前年度比1,079万円増の8,422万9,000円の計上でございます。土地改良施設維持管理適正化事業交付金の皆増が主な増額要因となっております。

25ページになりますが、22款町債は、前年度比1億20万円増の2億4,480万円の計上でございます。直売所交流施設整備事業に係る過疎対策事業債9,420万円の増が主な増額要因となっております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

なお、118ページ以降に、給与費明細書のほか参考資料を添付させていただいておりますので、こちらにつきましましては後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁でございましたが、議案第13号 令和8年度長南町一般会計予算についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで、議案第13号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後3時25分からを予定しております。

（午後 3時13分）

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時25分）

○議長（松野唱平） 次に、議案第14号から議案第15号までの内容の説明を求めます。

長谷健康保険課長。

〔健康保険課長 長谷英樹登壇〕

○健康保険課長（長谷英樹） それでは、議案第14号 令和8年度長南町国民健康保険特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

別冊の予算書の135ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第14号 令和8年度長南町国民健康保険特別会計予算。

令和8年度長南町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ10億5,100万円と定める。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、一時借入金でございます。

地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,500万円と定める。

第3条、歳出予算の流用でございます。

地方自治法の規定により、歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は、第1号に記載の保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めるものでございます。

令和8年2月27日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、令和8年度の予算編成につきましては、千葉県から示された市町村ごとの事業費納付金、保険料率、保険給付費などを試算し編成したものでございます。また、本年1月1日現在の国民健康保険の被保険者数は、昨年同時期と比較し、58人減の1,772人、加入率は0.2ポイント減の25.7%でございます。

事項別明細書にあります歳出の内容からご説明申し上げます。

恐れ入りますが、144ページをお開きいただきたいと存じます。

1 款総務費につきましては、144ページから146ページとなりますが、国保事業の運営に要する経常的な経費でございます。昨年度より135万9,000円減の2,950万8,000円とするものでございます。減額となる主な要因といたしましては、システム改修及び人件費に伴う総合事務組合負担金の減によるものでございます。財源につきましては、特定財源のその他財源は一般会計からの職員給与費等繰入金で1,931万円でございます。

2 款保険給付費につきましては、146ページから147ページとなりますが、被保険者数の減や医療費の動向などから試算いたしまして、昨年度より510万円減の7億3,799万円とするものでございます。財源につきましては、特定財源の国県支出金7億3,397万9,000円につきましては、県からの保険給付費等交付金で、県が給付に必要な費用を全額町に交付し、町が国保連合会などへ支払うものでございます。

3 款国民健康保険事業費納付金につきましては、147ページから148ページとなりますが、県が保険料収納額を市町村ごとに被保険者数や所得及び医療費の水準を反映し、算定したもので、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が開始となることから、昨年度より100万円増の2億5,020万円とするものでございます。財源につきましては、特定財源の国県支出金につきましては県からの保険給付費等交付金を、その他財源につきましては一般会計からの繰入金でございます。

なお、148ページ、4 目子ども・子育て支援納付金分590万円につきましては、こども未来戦略の加速化プランにおいて、全世代で子育て世帯を支える新しい分かち合い・連携の仕組みとして、令和8年度分の保険税と合わせて徴収することとなっていることから、今年度新たに創設したもので、令和8年度の税制改正に伴う法案がまだ国会で審議中であるため、現段階で示されている税率と賦課限度額で試算した内容で予算計上させていただいております。法案が可決され次第、速やかに本町の国民健康保険税条例の一部を改正させていただく予定でありますので、ご承知おきいただければと存じます。

4 款保健事業費につきましては、1 項1 目特定健康診査等事業費では、前年度に比べ6万4,000円減の2,034万2,000円とするもので、財源につきましては、国県支出金は保険給付費等交付金を、その他財源の60万円につきましては特定健診負担金でございます。

149ページとなりますが、2 項2 目疾病予防費では、人間ドックの費用助成として195名分、昨年度より50万円減の860万円とするものでございます。

5 款基金積立金につきましては、条例に基づく積立分と基金利息で100万1,000円とするものでございます。

6 款諸支出金につきましては、保険税の還付金等で過去の実績から100万円増の200万3,000円とするものでございます。

150ページをお願いいたします。

7 款予備費につきましては、昨年度と同額の100万円とするものでございます。

続きまして歳入のご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、141ページにお戻りいただきたいと存じます。

1 款国民健康保険税につきましては、令和8年度から子ども・子育て支援納付金が創設されること、及び県から示された国保事業費納付金や保健事業に必要な経費及び被保険者の減などを見込み、前年度より176万円増の1億9,281万円とするものでございます。

2 款国庫支出金につきましては、災害臨時特例補助金など、存目計上するものでございます。

3 款県支出金につきましては、1 項 1 目保険給付費等交付金、1 節保険交付金では、保険給付費として7 億3,397万9,000円を、2 節特別交付金では、特別調整交付金分、都道府県繰入金分、保険者努力支援制度分、特定健診等負担分として2,304万8,000円とするものでございます。

4 款財産収入につきましては、財政調整基金の基金利息として、1 万円とするものでございます。

5 款繰入金につきましては、141ページから142ページとなりますが、一般会計からの法定繰入金及び財政調整基金からの繰入金として、9,531万1,000円とするものでございます。

1 目一般会計繰入金、1 節保険基盤安定繰入金保険税軽減分及び2 節保険基盤安定繰入金保険者支援分につきましては、保険者数の減に伴い、合わせて4,264万5,000円とするものでございます。

3 節未就学児均等割保険税繰入金につきましては、小学就学前の未就学児のいる世帯を対象にした均等割の軽減に係る繰入金でございます。

4 節職員給与費等繰入金につきましては、職員 3 人分の給与及び国民健康保険運営協議会委員報酬に伴う人件費相当に係る繰入金でございます。

5 節産前産後保険税繰入金につきましては被保険者の産前産後の 4 か月相当の所得割及び均等割額の免除分として繰り入れるものでございます。

6 節財政安定化支援事業繰入金につきましては、国保財政の健全化や保険税負担の標準化に資するためとして500万7,000円を繰り入れるものでございます。

2 目財政調整基金繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金でございます。

6 款繰越金につきましては、前年度からの繰越金として503万5,000円とするものでございます。

7 款諸収入につきましては、主なものとしまして、1 項 1 目一般被保険者延滞金では、被保険者からの延滞金として20万円を、143ページとなりますが、4 項 3 目雑入では、特定健康診査の受診者からの負担金として60万円とするもので、諸収入全体では、前年度より31万4,000円減の80万5,000円でございます。

以上、歳入歳出予算の総額は前年度より4.6%、5,100万円減の10億5,100万円とするものでございます。

151ページからは給与費明細書となりますので後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第14号 令和8 年度長南町国民健康保険特別会計予算の内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第15号 令和8 年度長南町後期高齢者医療特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

別冊の予算書の163ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第15号 令和8 年度長南町後期高齢者医療特別会計予算。

令和8 年度長南町の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。

第1 条、歳入歳出予算でございます。

第1 項としまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2 億65万円と定める。

第2 項としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1 表 歳入歳出予算」による。

令和8 年2 月27日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、後期高齢者医療特別会計につきまして、千葉県の後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する条例に規定されております資格取得喪失事務、保険料徴収事務などに係る経費を町特別会計でお願いするものでございます。

本年1月1日現在の後期高齢者医療の被保険者数は、昨年同時期と比較し18人減の1,813人でございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出の内容からご説明申し上げます。

恐れ入りますが170ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費につきましては、1項1目一般管理費では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る会計年度職員の管理栄養士1名分の人件費及び保険料などで515万6,000円とするものでございます。

2項1目徴収費では、保険料の徴収事務に係る電算処理委託料などでございます。財源につきましては、特定財源その他で、一般会計からの繰入金で事務費繰入金及び広域連合からの受託事業収入でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、次の171ページとなりますが、保険料及び一般会計からの保険基盤安定繰入金を合わせ、広域連合へ納付するもので、1億8,569万6,000円とするものでございます。

3款保健事業費につきましては、人間ドックの費用助成として116名分及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に伴う健康運動教室の委託料など653万1,000円とするものでございます。財源につきましては、特定財源その他で、広域連合からの受託事業収入、一般会計からの人間ドック助成繰入金及び人間ドックみなし受診分などでございます。

4款諸支出金につきましては、保険税の還付金等で35万2,000円とするものでございます。

172ページをお願いいたします。

5款予備費につきましては、前年度と同額の50万円とするものでございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、168ページにお戻りいただきたいと存じます。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合が、2年ごとに保険料率を改定しており、令和8年度は改定年度となっております。令和8年度の均等割額は、昨年より7,200円増の5万1,000円、所得割率は0.29ポイント減の9.4%、賦課限度額は5万円増の85万円でございます。また、令和8年度から創設される子ども・子育て支援金の均等割額は1,310円、所得割率は0.25%、賦課限度額は2万1,000円となり、この保険料率から試算し1億4,914万1,000円とするものでございます。

2款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金で4,220万円とするものでございます。

1目1節保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分の補填として県が4分の3、町が4分の1をそれぞれ負担して繰り入れるものでございます。

2節事務費繰入金は、事務に要する費用に係る繰入金でございます。

3節人間ドック助成繰入金は、人間ドックの費用助成に係る繰入金でございます。

3款繰越金につきましては、前年度からの繰越金として125万8,000円とするものでございます。

4款諸収入につきましては、主なものとして、2節1目保険料還付金では、広域連合からの保険料還付金を、169ページになりますが、4項1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入では、高齢者の保健事業と介護予防の一般的実施に伴う委託料を、5項1目雑入では、賦課徴収事務費及び人間ドックのみなし受診分

に係る助成などで、諸収入全体では昨年度より22万7,000円減の805万1,000円とするものでございます。

以上、歳入歳出予算の総額は、昨年度より13.6%、2,405万円増の2億65万円とするものでございます。

173ページからは給与費明細書となりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第15号 令和8年度長南町後期高齢者医療特別会計予算の内容の説明とさせていただきます。議案第14号並びに議案第15号につきまして、ご審議賜りましてご可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第14号から議案第15号までの内容の説明は終わりました。

次に、議案第16号の内容の説明を求めます。

山本福祉課長。

〔福祉課長 山本和人登壇〕

○福祉課長（山本和人） それでは、議案第16号の内容についてご説明申し上げます。

別冊の予算書177ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第16号 令和8年度長南町介護保険特別会計予算。

令和8年度長南町の介護保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ10億8,500万円と定める。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、歳出予算の流用でございます。

地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1号に記載の保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めるものでございます。

令和8年2月27日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、本年1月1日現在の介護保険の状況についてご説明させていただきます。

第1号、被保険者数は、昨年同時期と比較すると35人減の3,264人となっております。また、介護認定者数は、昨年度より1人減の551人、そのうちサービス利用者数は22人減の477人となっております。

それでは、事項別明細書によりまして歳出の内容からご説明申し上げますので、187ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費につきましては、人件費及びシステム管理費などの経常的な経費で、昨年度より255万7,000円増の4,575万8,000円をお願いするものでございます。特定財源、その他財源は、一般会計からの運営費繰入金でございます。

1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、介護保険運営協議会委員報酬及び職員3人分の人件費、介護保険システム使用料及び令和8年度は介護保険事業計画の3年目となり、令和9年度から11年度を計画期間とする第10期介護保険事業計画策定業務委託などを実施いたします。昨年度と比較し262万5,000円増の3,426万円をお願いするものでございます。

188ページをお願いいたします。

2項徴収費、1目賦課徴収費につきましては、賦課徴収に係るものでございますが、昨年度はシステムの標準化への移行に関連し、地方税統一QRコードに対応した納付書とするためのシステム改修などがありました。が、終了したことにより昨年度と比較し48万8,000円減の125万9,000円をお願いするものでございます。

3項介護認定審査会費、1目認定調査等費では、認定審査に必要な調査員の報酬やかかりつけ医の意見書作成手数料、広域市町村圏組合での審査会負担金などで、給料表の改定による認定調査員報酬額の増により、昨年度と比較し42万円増の1,023万9,000円をお願いするものでございます。

189ページになります。

2款保険給付費につきましては、第9期介護保険計画に基づき、認定者数及び利用率、また、施設入所者数の実績や動向などを考慮いたしまして、昨年度に比べ2,166万5,000円減の9億9,422万2,000円を見込んでおります。保険給付費全体の特定財源につきましては、国県支出金の介護給付費負担金及び調整交付金、それぞれの負担割合に基づき3億6,503万5,000円を、また、その他財源につきましては、支払基金からの介護給付費交付金、一般会計からの介護給付費繰入金及び介護給付費準備基金からの繰入金として4億487万7,000円でございます。

1項介護サービス等諸費では、要介護認定者のサービス給付費として、昨年度より2,218万1,000円減の9億1,656万6,000円を計上させていただいております。

1目居宅介護サービス給付費では、通所介護や通所リハなどの給付費を、2目地域密着型介護サービス給付費では認知症対応型共同生活介護などの給付費をそれぞれ計上しております。

190ページをお願いします。

3目施設介護サービス給付費では、介護老人福祉施設の利用件数の減により、また、6目居宅介護サービス計画給付費では、令和7年度の実績を踏まえ、給付費をそれぞれ減額させていただいております。

2項介護予防サービス等諸費では、要支援認定者のサービス給付費として昨年度より454万2,000円増の1,850万円を計上させていただきました。

1目介護予防サービス給付費で通所リハなどの給付費の増を見込み、191ページとなりますが、5目介護予防サービス計画給付費では、令和7年度の実績を踏まえ、52万5,000円増の325万2,000円を計上させていただいております。

4項高額介護サービス費では、施設利用が減少していることに連動し、サービス費が減少していることから、昨年度より363万6,000円減の2,160万円を計上いたしました。

192ページになります。

6項1目特定入所者介護サービス費では、昨年度より36万円減の3,276万円を計上させていただいております。

3款基金積立金の1,000円は基金の利息分でございます。

4款地域支援事業費につきましては、昨年度より699万2,000円減の4,331万6,000円をお願いするものでございます。特定財源につきましては、国県支出金の地域支援事業交付金として2,400万円を、また、その他財源につきましては、支払基金からの地域支援事業支援交付金、一般会計からの地域支援事業繰入金として1,162

万2,000円を充てさせていただくものでございます。

1 項介護予防・日常生活支援総合事業費では、要支援認定者などを対象に、介護予防と自立した日常生活の支援事業費を計上しておりますが、昨年度より21万2,000円減の1,347万1,000円を計上させていただいております。

193ページとなりますが、2 項包括的支援事業費では、包括支援センターの運営に係る人件費の減により、昨年度より679万5,000円減の2,943万円を計上させていただいております。

195ページになります。

3 項任意事業費、1 目成年後見制度利用支援事業費では、高齢者に対する成年後見制度の利用支援に係る費用として41万5,000円を計上させていただいております。

5 款諸支出金につきましては、保険料の還付金等70万3,000円でございます。

196ページになります。

6 款予備費につきましては、昨年と同額の100万円をお願いするものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので、184ページにお戻りをいただきたいと存じます。

1 款保険料、1 項介護保険料につきましては、65歳以上の方からの保険料となりますが、実績を踏まえ、昨年度と比較し741万円増の2 億2,604万2,000円を見込むものでございます。

3 款国庫支出金、4 款支払基金交付金、5 款県支出金及び185ページの8 款繰入金、1 項一般会計繰入金につきましては、保険給付費や地域支援事業費に係る費用として、それぞれ法定負担割合に基づき歳入を見込んでおります。なお、8 款1 項4 目軽減費繰入金につきましては、低所得者層に係る介護保険料を軽減する目的で交付されるものでございます。

2 項1 目介護給付費準備基金繰入金1,215万7,000円につきましては、介護給付費準備基金からの繰入れでございます。

以上、歳入歳出予算の総額はそれぞれ昨年度と比較いたしまして2.3%、2,600万円減の10億8,500万円とさせていただくものでございます。

197ページからは給与費明細書となりますので、後ほどご覧をいただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第16号 令和8年度長南町介護保険特別会計予算の内容の説明とさせていただきます。ご審議いただきましてご可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第16号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第17号から議案第18号までの内容の説明を求めます。

三上生活環境課長。

〔生活環境課長 三上達也登壇〕

○生活環境課長（三上達也） それでは初めに、議案第17号 令和8年度長南町笠森霊園事業特別会計予算の内容につきましてご説明を申し上げます。

お手元の令和8年度予算書209ページをお開きください。

議案第17号 令和8年度長南町笠森霊園事業特別会計予算。

令和8年度長南町の笠森霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算でございます。

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ7,765万円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、一時借入金でございまして、

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

令和8年2月27日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出のほうからご説明を申し上げます。

216ページをご覧くださいと存じます。

1款1項1目霊園管理費は、職員の人件費をはじめ、霊園事務所全般の運営に係る費用でございまして、前年比4.7%増の6,846万4,000円を計上するものでございます。主なところでは、13節委託料の中で、園内清掃委託料について、昨年度から微増の1,924万3,000円を計上するほか、ほかの科目についても前年同様の計上とさせていただいたところでございます。

次に、219ページをご覧くださいと存じます。

2款1項1目霊園施設費は、園内の維持管理に関する費用でございまして、前年比1%減の813万6,000円を計上するものでございます。これは主として、施設維持工事の減少から、前年比微減となっているものでございます。また、3款公債費、4款予備費につきましては、前年同様でございます。

次に、214ページをご覧ください。

ここでは歳入につきましてご説明を申し上げます。

1款1項1目墓所使用料では、昨今の墓所需要動向を見ながら、17区画増の57区画を見込みまして、金額にして395万6,000円増の1,420万と7,000円を、2目工事負担金では、20基増の51基を見込みまして、83万4,000円増の192万9,000円を計上するものでございます。また、4款繰入金につきましては、収支状況を見込む中で、前年から200万円減の2,000万円を計上するものでございます。

次に、5款繰越金につきましては、収支状況から、前年同様の500万円を計上するものとなっております。このほか、2款財産収入、3款寄附金、6款諸収入につきましては、前年同様でございます。

220ページ以降は給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

続きまして、議案第18号 令和8年度長南町農業集落排水事業会計予算の内容につきましてご説明を申し上げます。

別冊となっております予算書をご覧くださいと存じます。

まず、予算書1ページをお開きください。

議案第18号 令和8年度長南町農業集落排水事業会計予算。

第1条、総則でございます。

令和8年度長南町農業集落排水事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量でございます。

業務の予定量は次のとおりとする。

第1号、接続件数935件、第2号、処理区域内人口2,856人、第3号、年間有収水量26万6,835立方メートル、

第4号、1日平均処理水量、1日当たり731立方メートル。

次に、第3条、収益的収入及び支出でございます。

第1款下水道事業収益は、第1項営業収益、それから第2項営業外収益を合わせて、2億6,717万円を計上するものでございます。なお、各項の詳細につきましては、この後、予算実施計画内訳にてご説明を申し上げます。

次に、支出でございますが、第1款下水道事業費用は、第1項の営業費用、第2項営業外費用、第3項の予備費を合わせまして、2億6,717万円となっております。

次に、2ページをご覧ください。

第4条、資本的収入及び支出でございます。

資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定め、下の行、括弧書きの部分については、資本的収入不足額に係る補填の内訳となっております。資本的収入額に対し不足する額2,317万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金69万9,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額529万8,000円、引継金642万7,000円、繰越利益剰余金処分額1,075万円にて補填をさせていただくものでございます。

次に、資本的収入の額でございますが、第1款下水道事業資本的収入は、第1項の企業債、第2項県補助金、第3項他会計補助金、第4項の負担金を合わせまして、1億4,333万8,000円を、次に支出では、第1款下水道事業資本的支出として、第1項建設改良費、第2項の企業債償還金を合わせまして、1億6,651万2,000円を計上させていただくものでございます。

第5条、企業債でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。なお、詳細につきましては、下表に記載のとおりとなっております。

次に、3ページをご覧ください。

第6条、一時借入金でございます。

一時借入金の限度額は1,000万円と定めるものでございます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、営業費用、営業外費用、第2号として建設改良費、企業債償還金とするものでございます。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、また、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。対象の経費は、第1号に定めております職員給与費1,624万7,000円でございます。

第9条、他会計からの補助金でございます。

農業集落排水事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億3,200万円とするものでございます。

最後に第10条でございます。

第10条、利益剰余金の処分でございます。

繰越利益剰余金処分額のうち1,075万円は、次のとおり処分するものと定める。

第1号、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額への補填財源でございます。

令和8年2月27日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、予算実施計画内訳によりまして、収入のほうからご説明を申し上げたいと存じます。

予算書22ページをご覧ください。

初めに、収益的収入でございます。

1款1項1目下水道使用料は、3,968万1,000円を計上するものでございます。

次に、2項営業外収益では、1目他会計補助金でございますが、これは従前の一般会計繰入金でございます。これに、本目に計上する4,764万円は、営業費用における人件費のほか、営業外費用のうち、企業債の利息に係る償還分を計上するというものでございます。

2目長期前受金戻入ですが、処理場や管路等の施設に係る減価償却費に対して、国県補助金、地方債等の財源を収益化するもので、金額は1億7,947万5,000円でございます。

3目雑収益では、会計年度任用職員等納付金37万4,000円を計上し、営業外収益の小計では2億2,748万9,000円を営業収益と合わせた下水道事業収益全体では2億6,717万円を計上するものでございます。

次に、収益的支出についてご説明申し上げます。

23ページをご覧いただければと思います。

1款1項1目施設管理費は、主に処理場や管路の維持に係る経費でございます。主なものとして、3節処理場、管路施設に係る光熱水費1,853万5,000円、5節、同じく維持管理に係る委託料3,045万7,000円、7節管路施設に係る修繕費630万5,000円等、合わせて5,855万6,000円を計上するものでございます。

次に、2目業務費でございますが、これは料金の賦課及び収納に関する経費でございます。料金管理システム使用料ほか308万9,000円を計上するものでございます。

3目総係費でございますが、これは先ほどの施設管理費、業務費のいずれにも属さない経費を経理するものでございます。職員1名及び会計年度任用職員1名の人件費をはじめとしまして、保険料等の経費、合わせて1,756万2,000円を計上するものでございます。

次に、24ページをご覧ください。

4目減価償却費でございますが、今期期首の時点における固定資産の額は、12ページの予定貸借対照表にもありますように、43億5,893万4,000円でございます。これに係る当年度分の減価償却費として1億7,947万5,000円を計上するものでございます。

続きまして、2項営業外費用につきましては、1目支払利息及び企業債取扱諸費640万5,000円、2目消費税及び地方消費税108万3,000円、合わせて748万8,000円を計上するものでございます。

最後に、3項予備費でございますが、100万円を計上するというものでございます。

以上、下水道事業費用全体では2億6,717万円を計上するものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

25ページをお開きください。

資本的収入では、施設整備に係る財源を収入として計上してございます。

1 款 1 項企業債では、1 目施設整備費において、給田処理場の曝気攪拌装置の更新、それから、豊栄東部処理場排出装置更新工事の分として1,440万円を、2 目その他の企業債におきまして、公営企業会計等支援業務委託540万円、合わせまして1,980万円の借入れを起こすものでございます。

2 項県補助金は、米満地先本郷橋架替工事に伴う仮設管工事に係ります県の負担分3,833万8,000円を計上するものでございます。

3 項他会計補助金は、これは従前の一般会計繰入金でございまして、資本的支出においては、企業債の元金償還分に充当するため、8,436万円を計上するものでございます。

4 項負担金は、新規加入に伴う受益者の分担金 2 件分84万円を見込むもので、下水道事業資本的収入全体では1 億4,333万8,000円を計上するものであります。

最後に、資本的支出でございますが、1 款 1 項建設改良費では、1 目建設改良費において、先ほど起債のところで申し上げました給田地区及び豊栄東部地区の処理場をそれぞれの設備の更新と、公営企業会計等支援の関係では通常の経理事務のほか、収支計画の策定についてご支援をいただくというものでございます。

2 項企業債償還金では、1 目建設企業債償還金として1 億704万2,000円、2 目その他の企業債償還金として119万円、合わせて1 億823万2,000円を見込み、下水道事業資本的支出全体では1 億6,651万2,000円を計上するものでございます。

なお、7 ページ、予定損益計算書、9 ページの予定キャッシュ・フロー計算書、12 ページ、予定貸借対照表、15 ページ以降の給与費明細書につきましては、後ほどご覧いただければと存じます。

以上、大変雑駁ではございましたが、議案第17号 令和 8 年度長南町笠森霊園事業特別会計予算及び議案第18号 令和 8 年度長南町農業集落排水事業会計予算に係る説明とさせていただきます。いずれもご審議を賜りまして、ご可決をくださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第17号から議案第18号までの内容の説明は終わりました。

次に、議案第19号の内容の説明を求めます。

金坂ガス課長。

〔ガス課長 金坂美智子登壇〕

○ガス課長（金坂美智子） それでは、議案第19号 令和 8 年度長南町ガス事業会計予算の内容につきましてご説明申し上げます。

予算書は別冊となっておりますので、よろしくお願いいたします。

1 ページをお開きいただきたいと存じます。

第 1 条、令和 8 年度長南町ガス事業会計の予算は次に定めるところによる。

第 2 条、業務の予定量は次のとおりとする。

第 1 号、供給戸数は4,538戸で、前年度比32戸の減でございます。

第 2 号、年間供給量は853万7,000立方メートルで、前年度比24万6,000立方メートル、率にいたしまして3%の増でございます。

第 3 号、1 日平均供給量は、2 万3,389立方メートルでございます。

次に、第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入でございます。

第1款ガス事業収益は、7億8,335万円、前年度と比較いたしまして3,298万4,000円の増でございます。なお、各項につきましては、予算実施計画にてご説明させていただきます。

次に、支出でございます。

第1款ガス事業費用は、前年度比4,477万4,000円増の7億6,159万3,000円でございます。

2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,029万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,830万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億3,471万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額の1,727万円で補填するものとする。

収入でございます。

第1款資本的収入では、前年度比1,514万9,000円減の7,628万1,000円を計上いたしました。

続きまして、支出でございます。

第1款資本的支出は、2億5,657万5,000円で、前年度比987万1,000円の減でございます。

第5条、企業債でございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。なお、詳細につきましては、表に記載のとおりでございます。

第6条、一時借入金でございます。一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、売上原価、供給販売費、一般管理費、営業雑費用、営業外費用。

第2号、建設改良費、企業債償還金。

3ページをお願いいたします。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。次に掲げる経費につきましては、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費を流用する場合は、議会の議決を経なければならない。対象の経費は、職員給与費6,267万7,000円でございます。

第9条、棚卸資産の購入限度額は1,000万円と定める。

令和8年2月27日提出、長南町長、平野貞夫。

続きまして、4ページをお願いいたします。

令和8年度ガス事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出で、初めに収入からご説明申し上げます。

1款ガス事業収益、1項製品売上、1目ガス売上では、7億3,624万8,000円、前年度と比較いたしまして、2,799万8,000円の増でございます。売上げ増の要因につきましては、大口需要家への販売量の増加によるもの、加えて、令和8年4月購入分より原ガス価格が値上げとなることから、大口供給の需要家に値上げをお願いすることによるものでございます。

次に、2項営業雑収益は、3,618万8,000円で、1目受注工事収益では新設等の内管工事、87件分の収益、2目その他営業雑収益では、ガス警報器の売上げを計上しております。

3項営業外収益は、1,091万4,000円で、国の電気・ガス料金負担軽減事業補助金等でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

支出でございます。

1款ガス事業費用、1項1目ガス売上原価は、3億9,457万3,000円で、原ガス購入料の増及び原ガス価格の値上がりにより、前年度比1,780万円の増となっております。

2項供給販売費でございますが、ガスの供給及び施設の維持管理や保安業務に関する経費でございます。職員3名分の人件費、メーター交換、メーター検針等の委託費、ガス工作物の修繕及び検満メーター改修の費用など、2億7,635万2,000円を計上するものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

3項一般管理費は、予算額3,539万9,000円で、職員2名分の人件費、ガス料金調定システム等、ガス料金の賦課収納に関する経費でございます。

4項営業雑費用は、3,381万円でございます。そのうち受注工事費用は、内管等の工事を請け負った業者へ支払う費用でございます。その他営業雑費用は、ガス漏れ警報器の購入費用となっております。

5項営業外費用1,145万9,000円は企業債利息、消費税などの費用でございます。

6項予備費につきましては、前年度と同額の1,000万円の計上でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入でございますが、1款1項1目企業債では、本支管工事で6,500万円を借入れ予定でございます。

2項1目工事負担金1,128万1,000円は、供給管取出し工事等に伴う負担金でございます。

支出でございます。

1款1項建設改良費は、本支管工事費用、ガスメーターなどの固定資産購入費、職員2名分の人件費で、2億710万7,000円計上させていただきました。

1目工事費は1億3,750万円ございまして、本支管工事及び供給管取出し工事等の費用でございます。なお、本支管工事につきましては、今年度4路線を予定しております。

2項1目企業債償還金では、4,946万8,000円を計上させていただくものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

令和8年度ガス事業会計予定損益計算書でございます。

下から4行目となりますが、令和8年度の当年度純利益は、1,448万6,000円を見込んでおります。また、前年度繰越利益剰余金を合わせました当年度末処分利益剰余金は3,811万5,000円でございます。

9ページ以降につきましては、予定貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第19号 令和8年度長南町ガス事業会計予算の内容の説明とさせていただきます。ご審議を賜り、ご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平） これで議案第19号の内容の説明は終わりました。

議案第20号については、先ほどの町長の提案理由の説明及び議案書のとおりです。

以上で一括議題とした承認第1号から議案第20号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第2、承認第1号から日程第23、議案第20号までについては、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑・討論・採決をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

日程第2、承認第1号から日程第23、議案第20号までについては、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑・討論・採決をすることに決定いたしました。

◎予算特別委員会の設置及び議案第13号～議案第19号の付託

○議長（松野唱平） ここで、議案第13号から議案第19号までの令和8年度予算の審査について、議会運営委員長から報告のあったとおり、内容が複雑多岐にわたるものでありますので、私、議長を除く9名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することについてを議題として、これから採決を行います。

お諮りいたします。

本定例会の採決の方法については、表決システムにより採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

したがって、採決の方法については、表決システムにより、採決いたします。

予算特別委員会を設置することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平） 押し忘れはございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本件は賛成全員です。

よって、予算特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において、1番、安部議員、2番、太田議員、3番、鈴木議員、4番、河野議員、5番、岩瀬議員、6番、御園生議員、8番、大倉議員、9番、森川議員、10番、加藤議員、以上9名を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

予算特別委員会委員は、9名を選任することに決定しました。

◎特別委員会設置の動議

○８番（大倉正幸） 議長、動議です。

○議長（松野唱平） 発言を許可いたします。

８番、大倉議員。

○８番（大倉正幸） 動議を提出します。

金曜日の一般質問、そして、本日の一般質問にも質問が出ましたが、私たち議員は、直売所交流施設について大きな関心を持っています。そこで、直売所交流施設について、調査研究をする必要があると考えるため、議会休会中でも活動が可能である特別委員会を設置することを望みます。

以上です。

○議長（松野唱平） ただいま、８番、大倉議員から、特別委員会設置についての動議が提出されました。

この動議に対して賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松野唱平） 賛成者は全員ですね。

この動議は所定の賛成者がありましたので成立いたしました。

◎日程の追加

○議長（松野唱平） 本動議を日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

よって、発議第１号 直売所交流施設調査研究特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

資料を配付いたしますのでしばらくお待ちください。

〔発議第１号の資料配付〕

◎発議第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松野唱平） 追加日程第１、発議第１号 直売所交流施設調査研究特別委員会の設置についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

８番、大倉議員。

〔８番 大倉正幸登壇〕

○８番（大倉正幸） 議員の皆さんにおかれましては、動議に賛成いただきまして、ありがとうございます。

直売所交流施設調査研究特別委員会の設置の提案理由についてご説明いたします。

町が現在計画を進めている直売所交流施設について、調査研究特別委員会の設置についての提案理由を述べさせていただきます。

本件については、新年度の一般会計予算において、設計業務の8,500万円のほか、1億円弱の支出を見込んでおり、今後、建設費、土地取得等により、20億円を超える見込みであるという説明も受けております。

昨今の建設費の高騰などにより、開設するまでの経費は不透明な部分もあり、過疎債を使いながらも、町からは相当の支出が予想されます。こうした中で、町民からも、直売所の意義や財政負担などについて心配の声や疑問の声が出ております。

既に執行部から、令和7年8月の全員協議会において、基本計画の進捗状況について説明を受けました。また、広報ちょうなん3月号には、1ページにわたり進捗状況の記事がありました。

我々町民から負託を受けた議会としても、直売所交流施設に関わる様々な課題や懸念事項について検証を行い、町民にとってよりよい直売所とすべく、執行部に対して、助言・提言をしていくとともに、町民への説明責任も負うべきではないかと考えます。

調査研究の内容として、建設費、運営方法、運営収支の見込み、そのほか費用対効果の検討、施設計画、レイアウト、施工業者の選定ほか、設計施工の検討、開設後の人や車の増加による周辺地域の環境の変化等の予測検討、その他、進捗状況に応じて発生した課題の検討などが考えられます。

委員会の委員につきましては、議長を除く9名の構成が望ましく、調査研究についての期間は、委員会設置の日より、我々の今期の議員任期満了日までを望むべきと考えます。

以上、未来永劫、町民が誇れる施設となるよう、議会の力を発揮する委員会の設置を提案させていただきます。

以上です。

○議長（松野唱平） これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「賛成討論をいたします」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 9番、森川議員。

○9番（森川剛典） それでは、賛成討論をさせていただきます。

私は、総務経済委員長をしております。そういう中で、このことは所管でも扱っておりましたが、理由として、所管の中では、やはり、常任委員会というのは、定例会、そういう開催以外はなかなか行えない。しかし、特別委員会なら、その調査研究というものが通年的に行える、これがまず1点であります。

そして、今日の午前中の一般質問でも言いましたが、やはり、議員全員が参加することによって合意形成ができると、そういうことも一つの利点だと思っておりますので、この委員会設立に賛成をさせていただきます。

○議長（松野唱平） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） これで討論を終わります。

これから、発議第1号を採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本案は、賛成全員です。

よって、直売所交流施設調査研究特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました直売所交流施設調査研究特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において、1番、安部議員、2番、太田議員、3番、鈴木議員、4番、河野議員、5番、岩瀬議員、6番、御園生議員、8番、大倉議員、9番、森川議員、10番、加藤議員、以上の9名を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

直売所交流施設調査研究特別委員会の委員は、9名を選任することに決定いたしました。

予算特別委員会及び直売所交流施設調査研究特別委員会の委員が決定しましたので、各特別委員会において委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩とします。再開は各特別委員会終了後を予定しております。

（午後 4時39分）

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 4時50分）

○議長（松野唱平） 予算特別委員会及び直売所交流施設調査研究特別委員会のそれぞれの委員長、副委員長の互選の結果は、お手元に配付した名簿のとおりです。

◎散会の宣告

○議長（松野唱平） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、3月9日の午後1時30分から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでございました。

（午後 4時51分）